九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

1872-75年イエガー染料会社と環境闘争 : 鑑定書・ 証言録にみる闘争の諸相

田北, 廣道 九州大学大学院経済学研究院

https://doi.org/10.15017/18239

出版情報:經濟學研究. 77 (1), pp.71-119, 2010-06-30. 九州大学経済学会

バージョン: 権利関係:

1872 75年イエガー染料会社と環境闘争: 鑑定書・証言録にみる闘争の諸相

田 北 廣 道

はじめに

1874年ライン中流の都市マンハイム近郊に立地する化学企業のライナウ社は、ルール河畔の小定住 ホルストにソーダ工場建設を計画し認可申請を行った。それを受け匿名氏は、『(差し迫る) 危険に躊 躇するな』と題する仮綴じ小冊子を作成して、ホルスト近隣住民に向けて抵抗運動への参加を呼びか けた (Brüggemeier/Rommelspacher, 1992, p.30, pp.130 133)。この史料は、2つの意味から注意をひ く。一つに、それは、ルール地方にあって工場建設計画に組織的抵抗を喚起した最初の例に属すると いうが、他ならぬ化学工場がターゲットに据えられている。この化学工業の危険性について中央政府 も、当時、十分承知していた。1855年「化学工業に固有な認可法」を制定したとき、その理由につい て「その(化学工業関係の)経営は、規模と生産物の多様性とによって程度の差こそあれ、常に大衆、 近隣住民の大きな不利益と迷惑に結びつきがちである」(Mbl, 1855, p.188) と、表現している。もう 一方で、それが、各地の新聞記事、医者の鑑定書、およびライナウ工場が立地する小定住ゼッケンハ イムの自治体首長の回答書など多様なデータを駆使して作成されており、化学工業の創生期から広範 な情報交換が行われていた様子を、窺わせていることである。その基本的主張は、次の通りである。 「国王政府は、当地のように人口の多い地方では、多数の特殊利害(の存在)を考慮して、人間の健康 と植生に有害な工業に認可を与えられぬよう希望する...脅威にさらされる地域の住民は、一つの抵抗 組織に結集して、差し迫った危険を回避しなければならない」(Brüggemeier/Rommelspacher, 1992, p.133)。この史料にあって注目されるのは、以下の3点である。

まず、『エッセン新聞』に掲載された、ソーダ工場の建設をホルストの経済的停滞打開のための切り札と見なす記事、に対する鋭い批判である。ソーダ (化学) 工場から排出される酸性ガスと有害廃水・廃棄物に起因する広範囲にわたる健康・動植物被害を強調しつつ、「ソーダ製造から発生する被害に関して正しい評価を下したい人は、シャルケとデュースブルクを訪ねてみればよい」(op.cit., pp.130 131) と、まで述べている。

次に、ソーダ工場の立地するゼッケンハイムの首長は、問い合わせに対して、本音を吐いている。 一つは、「その種の工場は、耕地・畑地のある場所でなく、何も(植物が)生育しない場所に立地すべきである」(op. cit., p.132) と、肥沃な農業地帯を回避すべき、との主張である。同じ指摘は、 1875 77年デュッセルドルフのイエガー工場に関する鑑定書を作成したエルバーフェルト実業学校の化学教師ヨハンセン博士にもあり、この時期、化学工場は僻地に立地すべきとする見解が広く共有されていたことを、示している (田北, 2008, pp.70 72)。もう一方は、多数の工場労働者の移入と彼らの健康被害が、現行の救貧制度のもとでは、将来、自治体の救貧財政を圧迫しかねないという危惧である。行・財政の観点からみて自治体は、化学工場の建設を決して歓迎してはいなかった。

最後に、同年3月31日付けの『ケルン新聞』掲載記事の紹介である。「化学調査の結果によれば、 バルメンのほとんど全ての泉は有毒物質に汚染されているが、その一部はヴッパー河の汚水によって、 そして大半は有害な化学廃棄物・物質の堆積と雨水による地下浸透によって引き起こされている」 (Brüggemeier/Rommelspacher, 1992, p.133) と水質汚染の進展に触れ、ルール河からの飲料水の確保 と漁業被害の回避のために、下流域の自治体に抵抗への参加を呼びかけている。そのようなバルメン の泉汚染にとってイエガー染料会社が、どの程度責任があったのか不明だが、同年2月16日付けのバ ルメン上級市長からデュッセルドルフ国王政府宛の書簡から判断する限り、まったく無縁であったと 片付けることは許されまい (以下、上級市長と国王政府と略す)。イエガー工場の近隣住民多数から の苦情を受けて実施された化学的調査の結果、「工場廃水中に大量の硫酸、塩素、カルシウム化合物、 硝酸、塩酸や塩化合物、および少量のアンモニア化合物」(後掲の表 3 の史料番号 [52], p.157)が検 出されたために、一時期、使用禁止となったことが知られているからだ。また、19世紀ヴッパー河の 利用をめぐる漂白工・染色工など産業部門間の抗争を追跡した T.アルノルトは、その点を、次のよ うに印象的に表現している。「ヴッパータールにおけるタール染料時代は、バルメンのカール・イエ ガー工場から始まった。産業的独創性と工場による (環境) 破壊的作用とは、新たな次元をうけとっ た」(Arnold, 1990, p.154)。このように化学工業の創生期における環境問題と住民運動について、バ ルメンに立地するイエガー染料会社を例にして考察することが、本論の課題となる。対象とする時期 は、バルメン闘争の後半に当たる1872 1875年である。この時期の闘争には、後述のように169名が参 加していたが、それは、1800 1914年ライン州の化学企業をめぐる認可権抗争を網羅的に考察した R. ヘンネキンクの業績によれば、19世紀第四四半期としては規模の大きさの点で二番目に位置する (Henneking, 1994, pp.394 395)。取り扱う主要な史料は、サブタイトルにも掲げたように、専門家の 鑑定書(診断書)と証人の証言録であり、その分析を通じて、下記の一対のテーマを考察することを 狙いとしている。

一つ目の課題は、イエガー染料会社がその主力工場をデュッセルドルフに移転した直後に発生した 1875 77年の環境闘争を、1870年代この地区の典型例と捉える P.ヒュテンベルガーの所説の検討である (Hüttenberger, 1992, p.266)。それを典型例と捉える理由は、以下の 5 つの特徴に集約されている (田北, 2008, pp.54 55)。

第1に、企業家が最適の立地選択を行ったのに対し近隣住民は、化学工場に抱いていた不信・不安感から強く反発したことである。冒頭の史料から読み取れるように、化学工場の健康・動植物被害に関して住民がつよい不安に駆られていたことは事実だが、ヒュッテンベルガーは、社史の著者であるR.W.カルルが挙げた説明を無批判に受け入れてしまっている。すなわち、バルメン内に分散した工

場を統合するための広大な敷地の確保、豊富な労働力の存在による廉価な賃金水準、製品販売に至便な鉄道・河川交通アクセスといった条件を考慮して、1872年時点から移転計画は浮上していたという(Carl, 1926, pp.23 24)。しかし、本論でも見る通り、都市化の進展により工場の立地自体が問題とされたわけで、結局、誰にとって最適の立地かが問われねばならない。

第2に、工場拡張計画に対して自発的に反対派の市民運動が形成されたが、その推進動機は、経済的利益(農牧畜・漁業と不動産価格)と健康被害の回避であって、清浄な水流の確保など自然・環境保全は第二義的に留まった。この問題には、本論における専門家の鑑定書や証言記録の分析、あるいは環境史の最新の成果を踏まえつつ解答を寄せてみたい。

第3に、法廷闘争の過程で鑑定書合戦が行われ、それぞれ産業と農業・漁業の利害を代表する陣営の対立の様相を呈した。ルール地方でも工業化の進展につれ環境媒体の汚染が深刻化し被害が続出するようになると、農民・漁民や不動産所有者が団体に結集して抵抗した。その先駆的事例が、1873年創設の「ルール川・レンネ川漁業振興連盟」である(Brüggemeier/Rommelspacher, 1992, pp.29 30)。そのような時代状況を念頭に置いて、上記の解釈が提示されたのだろう。しかし、本論が取り上げる双子都市バルメン・エルバーフェルトは、この時期「西部ドイツ最大の産業都市」と呼ばれており、それは当てはまらない(田北, 2009, pp.32 35)。法廷を舞台とした利害対立のあり方と、提出された鑑定書の内容とそれに対する判定の行方を見極めることで、この問題を考えてみたい。

第4に、デュッセルドルフ国王政府は、当初産業振興の観点から企業寄りの判定を下したが、住民の抵抗に遭遇して態度を変えた。結局、認可発給にさいし生産施設に条件を付けて、両当事者の中間をとる形で解決を図った。イエガー会社の認可権闘争の初期史を見る限り、国王政府は健康被害を考慮して、慎重な対応を示していた(田北,2009)。

第5に、環境闘争に関係した住民・企業家・国王政府の間に、根強い相互不信の感情が醸成された。 反対派住民は、企業家のなかに悪意と陰謀を、そして国王政府には企業贔屓と欺瞞を見いだしたし、 逆に、企業家は、反対派住民の中に科学技術の進歩に無理解な態度と後ろ向きの姿勢を認めた。この 解釈は、上記の第4の特徴と合わせて、後述のように、筆者が現代環境政策論との対話から導出した 政策主体アプローチに沿って、再検討されねばならない。

二つ目の課題は、1845年プロイセン「一般営業条例」に盛り込まれた事前営業認可制度の性格規定に関する相対立する所説の検討である。近代的な生活妨害防止法の史的展開過程の解明に力を注いだI.ミークは、「住民保護」を強調した (Mieck, 1967, p.69)。他方、ルール地方の環境史の権威であるJ.M.ブリュッゲマイアーは、認可発給の集権化と審査基準の一元化を通じた「産業保護」を力説した (Brüggemeier,1996,pp.130 132)。後者によれば、ひとたび認可文書の発給さえ受けてしまえば企業は、認可条件を遵守する限り、営業停止など強硬措置を免れたことこそが、重要だという (Brüggemeier/Rommelspacher, 1992, pp.27 29)。筆者は、19世紀末から第一次世界大戦頃までに「住民保護」から「産業保護」へと、その性格を変えてくるとの仮説を立てている (田北, 2010)。その変化を見極める際の指標の一つが、企業家から認可申請を受けた在地当局・国王政府が採用する、審査手続きのあり方である。1863 1872年イエガー会社による工場建設・拡張に関する認可審査の例に則していえば、

次の通りである (田北, 2009, pp.46 57)。すなわち、1861年「認可法」・「執行規則」に定められた、 経営説明書と二種類の図面(土地見取り図・建物の設計図)に基づく書類審査に終わらずに、砒素な ど有害な物質多数を使用することから、郡医師による立ち入り検査を実施していた。住民の健康被害 を危惧してのことである。ひとたび、砒素を含有する有害な廃水・廃棄物の杜撰な管理が明らかにな ると、その後くり返し立ち入り検査は実施された。ただ、1862年1月新工場に対する営業認可が発給 された後、企業家は、1861年「認可法」が特例として認めた公示免除の審査手続きを申請し、開発派 の上級市長から支持されたため、住民に認められていた異議申し立て権の行使は、排除されてしまっ た1)。この「産業保護」の姿勢は、1872 75年闘争にも継承されたのだろうか。ここで第2の指標とし て注目したいのが、審査過程で被害者ないし彼らの立てた証人の証言のもつ重みである。角度を変え ていえば、認可法・執行規則の定める手続きに即し没主観的に審査されたのか ―― その場合、専門家 の鑑定結果に象徴されるような科学技術的所見が重要視される —— 、それとも健康・財産被害に苦し められる住民の声が尊重されたのかが、問われねばならない。そもそも住民の生命・健康被害に関わ る問題は、ブリュッゲマイアーに代表されるように、単なる法文の解釈や法的な審査手続きに照準を 絞り込んだ考察によって解明できる性質のものではない (Brüggemeier, 1996, pp.133 151)。実際の 環境闘争を取り上げ、審査過程での証言録の重みを問うのも、以上の事情を考慮してのことである。 そして、この点で啓発をうけたのが、1899 1910年都市ヘルデに立地するヘルマン製鉄所と近隣の不 動産所有者の間で発生した、係争に関する事例研究である (Brüggemeier, 1992, pp.125 131 : Brüggemeier/Rommelspacher, 1992, pp.37 47).

その係争の発端は、製鉄所から排出される降灰・煤煙による財産被害、とくに賃貸料の低下を理由に挙げて不動産所有者が、損害賠償と「甘受できる基準」以下への汚染削減を要求したことにある(op.cit., pp.39 42: 田北, 2004a, pp.322 324)。それまで損害賠償請求に応じてきた製鉄所側が、工場数の増加に伴い被害との因果関係が曖昧となったと述べて、賠償金の支払いを拒否したことが、直接の契機となっていた。この訴えを受けたラント裁判所は、1900年4月証人尋問を通じて両当事者の言い分を聞いた。企業側は、「より進んだ技術設備」を導入して真剣に取り組んできたと述べた。他方、原告側の証人は、過去数年間にわたる降灰・煤煙被害の拡大を主張して、議論は平行線を辿った。そこで裁判所は、郡医師と営業評議員(営業監督官)とに、実地調査の実施と鑑定書の提出とを命じた。1902年2月に提出された2通の鑑定書は、多少違いはあるものの、塵・臭気・騒音について「甘受すべき基準」内に収まっていること、風向きによって煤塵・降灰は水準を超えることはあるが、健康被害はないこと、の2点では意見の一致を見ていた。1902年4月に下された判決は、企業にとっては驚嘆すべき内容だった。煤煙・降灰の排出を「甘受できる基準」以下に抑制する措置をとり、これまでの損害額の賠償を命じて、全面敗訴となっていたからである。この判決に当たり裁判所は、調査のために一時滞在した専門家の手になる鑑定書より、常日頃さまざまな汚染・迷惑に晒されている住民の

^{1) 1869}年「営業条例」第25条に従えば、次の場合に限り、公示免除は許可される。「所轄の当局が、計画された変更が 隣接する土地の所有者・住民ない一般大衆にとって既存の施設に起因する以上に大きいか、あるいは新種の被害・危険・ 迷惑を招くかする恐れはないと確信する場合に、企業家の申請に関する公示を省略できる」(BG, pp.251/252)。

証言を重要視した。法手続に沿って営業認可権をひとたび獲得しさえすれば、企業は経営活動に伴い発生する汚染・迷惑に関する責任を免除されたわけではない。特に、住民の健康被害が問題となる場合に裁判所は、公的な鑑定書や書類・図面審査だけに依拠せずに、慎重な判断を示したのである。業種こそ違え、科学技術の最先端部門である化学工業における原告側の証人証言録の扱いを検討して、営業認可制度の基本的性格として「住民保護」か「産業保護」かを問うことが、第二の狙いとなる。

ところで、イエガー染料会社のプロフィルや19世紀後半~20世紀初頭の双子都市バルメン・エルバーフェルトの社会経済的状況については、別の機会に紹介したことがあるので、ここでは社史と主力工場に関する表 1・2を挙げるにとどめる (田北, 2008, pp.50 53)。このイエガー会社は、バルメンでほぼ同時期に創業し巨大企業にまで成長したバイヤー会社とは違って、中規模経営にとどまっていた (加来, 1986)。ただ、このイエガー会社は、「40年間に13度の認可申請を行い、その全てで抵抗を招いた唯一の企業」 (Henneking, 1994, p.393) であり、そのおかげで長期にわたり豊富な史料が伝来することになった。したがって、ドイツ化学工業の発展につれ争点を変えつつ展開した環境闘争を追跡する上で、いわば「縮図」の位置を占めていることを付言しておきたい。

表 1 イエガー染料会社のプロフィル

企業名の由来、創業者のカール・イエガー (1792 1871)

1823: 結婚と同時にバルメンに化学薬品・染料を扱う会社を設立

1838: 印度産紅花を原料にした高純度の染料生産(1855年パリ万国博覧会で受賞)

1858:次男オットー (1827 1892) がフクシンを導入し生産に移す

1861:認可取得し本格的生産開始

1861: ケルン・エーレンフェルトでアニリン生産のために J.W.ヴァイラーと共同出資の工場設立 (1896年最大の顧客 E.ter Meer と合併)

1865:カールが第一線を退く。長男フーゴ (1823 96) とオットーが経営を引き継ぐ

1868: 砒素(砒酸)再処理工場をハーンに建設

1872:バルメン内の分散した経営の統合のためにデュッセルドルフ移転を計画 (広大な敷地、交通の便、労賃)、計画中断

1875:デュッセルドルフに主力工場を移転 (72 75年バルメン工場拡張計画の挫折)

1901:バルメンに残る事務所・実験室をデュッセルドルフに移転。生産の多角化

1916: バイヤー染料会社 (レヴァークーゼン) と合併

1923: IG ファルベンによる小規模工場整理計画にそって閉鎖 [典拠]Carl, 1926と Scheinert, 1988, pp.26 27から筆者が作成。

また、本論は、接近方法の点では従来の手法をそのまま継承している。すなわち、現代環境政策論から導出した、環境政策(闘争)に関連する諸主体(住民、企業、中央政府・地方自治体)の織りなす関係の変化を、それぞれの立脚する法制度・慣習などゲーム・ルールや社会経済的影響力の変化と

すりあわせつつ追跡する (田北, 2004, pp.205 209)。それを通じて、環境史研究が強調する 2 つのポイントをおさえつつ、検討できると考えるからでもある。一つに、闘争参加者が拠り所に据えた法制度・慣習を視野に収めることで、J.ラトカウからは、次のように表現された日常的な社会ルールに肉薄できるからである。「実際の人間・環境関係の歴史にとっては、国家・指導者の行動よりも、日常的な行動パターンと慣習の方が、はるかに重要である」(Radkau, 2003, p.184)。もう一方で、A.アンデルセンの論文の表題「進歩からの訣別」(Andersen, 1993) に象徴されるように、環境史の最大の特徴をなす「成長・進歩」概念に囚われない歴史像の再構成にとって、優れた道具立てを提供するからである。W.ジーマンとN.フライタークの2003年の共同論文が、印象的な表現を含んでいる。「環境媒体と権力構造の関係は、市民、行政(当局)、官僚、産業の4利害の織りなす関係に注目しつつ」、しかも、「それら4者は、善玉・悪玉の黒白図式に従って行動したのではない」とあるように、経済還元論に代表されるような定型化された役割配置に関する前提から離れて、再検討さるべきであるというのだ (Siemann/Freytag, 2003, p.16) ²¹。

最後に、本論の考察手順について略述すれば、次の通りである。Iでは、1872 1875年伝来史料の紹介を兼ねつつ、認可申請を契機に発生した環境闘争の過程を概観する。IIでは、2度の認可申請を契機に発生した環境闘争のうち前半 (1872年2月~1873年4月)の闘争を、この時期両当事者と国王政府との委託を受けて作成された多数の鑑定書 (診断書)を中心にして検討する。IIIでは、後半の闘争 (1873年5月~1875年3月)を、そのハイライトとなる74年1月の意見聴取会・証人尋問会に関して伝来する証言録を中心に検討する。この作業を通じて、都市バルメンにおける住民被害の実態、運動に参加した住民の社会経済的活動、企業家・住民双方の主張とその論拠などに触れつつ、上記のような一対の課題を検討していく。

都市・街路	生産される製品名	設立(認可)年
1) Barmen		
1. Erstkottenstrasse	フクシン、砒素含有品	1861 (創立)、1863 (認可)
2. Attenstrasse	紅花深紅、アニリン染料、砒素含有品	1864 (認可)
3. Wasserstrasse	アニリン紫	1864 (認可) *
2) Haan 駅そば	アニリン残滓から砒素回収	1868/69 1887 (閉鎖)
3) Lohhausen (Düsseldorf)	アニリン紫・緑・硫酸エーテル	1875 1926 (閉鎖)**

表2 C.イエガー染料会社の主要工場の立地

⁽注) * Pohl/Schaumann/Schöhnert-Rohlk, 1983, p.214は1865年としているが、最初の認可は、64年1月5日に発給されている (田北, 2009, p.55)。

^{* *} Carl, 1926, p.31による。

²⁾ このような見解は、近年、多くの環境史家から共有されている (Uekötter, 2003, pp.13 27: Schott, 1997, pp.25 26: Freytag, 2007, pp.395 396)

I 1872 75年環境闘争の概要と伝来史料の紹介

本論が利用する1872 75年イエガー染料会社をめぐる環境闘争に関係した史料は、デュッセルドルフにある州立歴史資料館に所蔵されており、文書番号は「デュッセルドルフ政府」RD, 24645である。それを年代順に整理したのが表3だが、以下の論述に当たっては、文書名の冒頭に掲げた括弧付きの番号で典拠を表示することを、お断りしておく。

この時期イエガー染料会社をめぐって発生した環境闘争は、経営拡張に関する2度の認可申請に対応して、前半・後半から構成されている。そのうち前半は、72年2月~73年4月のおよそ1年2ヶ月、後半は、73年5月~75年4月の約2年間にわたっている。いずれも、1861年「認可法」「執行規則」の定めるとおりの手続きに則って進行した³⁾。以下では、前期・後期にわけて、闘争の経緯と伝来史料とについて概観しておこう。

(1) 前半の闘争 (72年2月~73年4月)

72年2月24日にイエガーは、ヴァッサー通りに位置する第3工場の拡張に関する認可申請をバルメン市当局に提出した。この申請書は伝来していず、72年11月6日の国王政府による認可決定文書に載せられた経過説明から読み取れるに過ぎない([15])。それによれば、69年「営業条例」第16条に定められた、公示免除の審査手続きの採用が要求されていた。この手続きは、64年1月に第3工場に営業認可が与えられた後、増改築が小規模であり、住民への迷惑が目立って増加しないとの理由を挙げて申請され、開発派の上級市長の後押しもあって、再三利用されてきた(田北,2009,pp.5762)。それは、認可法が公示後2週間にわたり住民に保証していた異議申し立て権の行使を封じたため、186472年に「見せかけの静穏さ」が現出した。しかし、68年4月イエガー兄弟の提出した第3工場の拡張計画にあって書類審査を担当した郡医師・郡建築官は、次のような意見書を上級市長に送り、公示免除に批判的立場を表明していた。「一般に化学工場が周辺住民に与える大きな迷惑を考慮するとき、その種の工場の拡張は、事前の公示なしに行ってはならないというのが、私の意見です」40。残念ながら、この意見は顧みられなかったが、今回は、公示免除の要求は退けられた。

72年6月8日地元の新聞紙上で計画が公示されると、ただちに住民は上級市長に異議申し立て書を提出した([01]、[02])。その日付は、公示記事掲載日の前日になっており、積年の迷惑に耐えて満を持していた様子が、手に取るように分かる。その内容は、1862年12月の認可申請に際して「近隣住民のほとんど全員が抵抗した」が、設定された認可条件も無視されて様々な次元で被害が続出したことを訴えている([01])。すなわち、排出ガスによる財産(漂白糸)被害や植生被害の発生とその広域化と、「悪臭による大衆の往来への迷惑」と公益を大きく損なっており、今後の認可発給を行わないように強く要求していた。

³⁾ 認可申請に際して採用される審査手続きに関しては、とりあえず、田北,2008,pp.57 60を参照願いたい。

⁴⁾ 典拠も含めて、田北, 2009, p.61を参照願いたい。

経済学研究 第77巻 第1号

表 3 1872 75年 Barmen の C. Jaeger 染料工場をめぐる係争記録

年月	立隶采品。由料夕(皖川五)	要
	文書番号・史料名 (所収頁)	
1872 Juni 7	[01] 市民の異議申し立て書 (p.69)	J 会社の1864年 1 月の経営拡張とその結果を引き合いに出した、 認可発給の停止要請
1872 Juni 8	[02] 『エフェントリヒャー・アン ツァイガー』45号 (p.68)	J 会社の経営拡張計画の公示:14日間の異議申し立て期間と計画解説・図面の市庁舎内での閲覧
1872 Juli 1	[03] 第 1 回意見聴取会記録 (pp.72 73r)	Jの反論 (既存の弊害は高い煙突で回避):反対派の追加証人 3名。次回期日
1872 Juli 3	[04] 開業医・助産師ビンゲン博 士の診断書 (p.79)	J の立てた医師の反論:工場敷地内に住む労働者家族は健康
1872 Juli 7	[05] 医師シュレクテンダール博 士の診断書 (pp.77 78)	工場経営による粘膜炎や頭痛の発生:有害物質排出、病状悪 化、労働者保護を名目とした工場外排出
1872 Juli 9	[06] 第2回意見聴取会記録 (pp.73 75)	いずれも植生被害と工場の責任:但し庭畑師は敷地内の植物 に異常なし、虫の被害
1872 Juli 9	[07] 医師ビンゲン博士の診断書 (p.76)	A.ヴェーヴァーの子供たちが、しばしば喉・気管の炎症に罹ったことの診断書
1872 Juli 12	[08] B実業学校教師ブルク博士の 鑑定書 (pp.80 82)	紫染料生産にはヨード紫などを使用、アニリン青には大量の 塩酸使用:アニリン蒸気を発生するが無害
1872 Juli 13	[09] 上級市長の意見書 (p.62)	J 会社の経営拡張計画とそれに対する反対書、両当事者からの 意見聴取記録、ブルク博士の鑑定書を送付
1872 Sep 2	[10] 上級市長からの聴取会開催 期日変更の通知 (p.83)	9月7日午前11時から開催予定の口頭の意見聴取会を延期する旨の通知:9月28日へ
1872 Sep 28	[11] 第 3 回意見聴取会記録 (pp.95 96)	専門家 2 人の対照的な鑑定結果:和解の不可能さ、最終的な 意見聴取会の開催 (反対派16名)
1872 Okt 15	[12] 医療評議員パイヤー博士の 立ち入り検査報告 (pp.85 86)	「委員会報告書」:健康・植生被害との因果関係を否定、40mの煙突で事態改善可能
1872 Okt 17	[13] 上級市長から国王政府宛の 書簡 (pp.88 90)	経営拡大に意見を控えた理由 (無だな抵抗):旧来の施設と迷惑の存続、迷惑拡大阻止のための嘆願
1872 Okt 19	[14] 第 4 回意見聴取会記録 (pp.91 94)	合議団5人 (医療評議員バイヤー博士を含む)、5つの条件付 きの認可発給の決定
1872 Nov 6	[15] 国王政府の決定 (pp.97 99)	国王政府の決定:60米の煙突建設、砒素を含有しない廃液の ための浄水池 (健康被害の訴えとは別)
1872 Nov 26	[16] Jの抗告書 (pp.104 107)	商務省への抗告:塩酸アニリンガス排出量は1日当たり5Lot (約80g) と少なく、被害はない
1872 Dez 7	[17] 国王政府決定の反対派代表 者への通知 (p.109)	国王政府の決定 [15] を反対派代表 A .ヴェーヴァーに郵送
1872 Dez 19	[18] 反対派住民の提出した反論 書 (pp.114 121)	」は認可条件を遵守せず営業、認可取り消しを要求、委員会 報告書の批判
1873 April 5	[19] 商務相の抗告審決定 (p.137)	企業家・反対派の抗告を却下:国王政府の決定を採用
1873 Mai 26	[20] J の新規の認可申請 (pp.253 255)	公示免除手続きの採用を要求:アニリン青の製法変更、それに伴う煙突高度の60米から40米への緩和を請求

年月	 文書番号・史料名 (所収頁)	要
1873	[21] E 実業学校長アルトーペ博	アルトーペ博士の鑑定:実験室で有毒ガス発生せず、60米の
Juli 14	士の鑑定書 (pp.258 59)	煙突高度は不要
1873	[22] 上級市長から国王政府宛の意	公示免除の認可申請への協力を拒否:反対派の意図は工場の
Juli 25	見書 (pp.140 141: 260 260r)	移転
1873	[23] 国王政府から上級市長宛の	J の公示免除の要求: 国王政府による棄却の決定と公示手続の
Aug 7	書簡 (p.261)	要求
1873 Aug 18	[24] 上級市長からJ宛の書簡 (p.261)	国王政府の指令の写しの送付:正規の公示手続きの採用
1873	[25] 上級市長から国王政府宛の	上級市長の報告:ピルグラムからの J 工場に関する苦情と調
Aug 23	書簡 (p.142)	査開始
1873 Aug 28	[26] 上級市長から郡建築官・医 師宛の依頼書 (p.261r)	郡建築官・郡医師宛の書類・図面審査の依頼
1873 Okt 14	[27] 上級市長から国王政府宛の 書簡 (pp.143: 261r)	J 工場拡張をめぐる認可の公示手続きに必要な6月13日付け報告書の返還要求
1873	[28] 国王政府から上級市長宛の	Jの工場拡張に関する認可申請の関係の書類返却の要求に応え
Okt 24	報告書 (p.262)	たこと
1873 Nov 1	[29] 郡医師から上級市長宛の書 簡 (p.262r)	J書類の不備と、その修正要求
1873 Nov 27	[30] J から上級市長宛の修正版申 請書の送付 (p.263)	硫酸アニリン法による生産の認可請求:有害ガスは発生せず
1873	[31] 『バルマー・ツァイトゥング』	匿名市民の投書: J経営の都市全体への迷惑と当局による放
Nov 28	279号 (p.144)	置の非難
1873	[32] 建築官から上級市長宛の報	Jによる11月27日申請書修正後の書類再提出:その審査報告
Dez 1	告書 (p.263r)	(ゴー・サイン)
1873	[33] 上級市長から郡医師宛の書	Jによる11月27日申請書修正後の書類再提出:その審査報告の
Dez 2	簡 (p.263r)	速やかな提出を依頼
1873	[34] 郡医師から上級市長宛の報	Jによる11月27日申請書修正後の書類再提出:その審査報告
Dez 2	告書 (p.263r)	(ゴー・サイン)
1873	[35]『バルマー・ツァイトゥング』	市当局者による投書への回答:反対派に好意的、ひとたび立
Dez 6	286号 (p.147)	地すれば、移転は不可能
1873 Dez.8	[36] J側の証人の証言録 (p.300)	J 会社側の証人:工場側の住人10名ともう一人の「迷惑を受けていない」との証言
1873 Dez 8	[37] 国王政府宛の『バルマー・ ツァイトゥング』286号の寄 贈 (p.144r)	新聞紙上への冷静な反論文寄稿への謝意
1873 Dez 9	[38] J 計画の公示 (p.264)	上級市長による官報と「エッフェントリヒヤー・アンツァイ ガー」紙上への計画公示
1873 Dez 13	[39]『官報』におけるJ計画の公 示 (p.268)	Jの工場拡張計画の公示記事
1873	[40] Jから上級市長宛の意見書	J は反対派・市当局の連携した行動を警戒:産業活動への脅威、
Dez 17	(pp.286 287)	11人の証言を裏付け
1873 Dez 17	[41] 上級市長から国王政府宛の 書簡 (p.145)	修正されたJの認可申請:審査遅れの理由 (建築官の休暇旅行、専門家の在地状況に合わぬ鑑定)、公示の必要
1873	[42] 反対派住民から国王政府宛	認可を無視した廃水垂れ流し、砒素の危険、認可条件の無視、
Dez 22	の苦情書 (pp.274 278)	プルク博士とJの経営的結びつき

経済学研究 第77巻 第1号

年月	文書番号・史料名 (所収頁)	要旨
1873	[43] 国王政府部局内での意見交	国王政府の文書係から内務部宛の『バルマー・ツァイツング』
Dez 22	換 (p.146)	286号の返済要求
1873 Dez 30	[44] 意見聴取会への召喚状 (pp.294 297:303 308)	上級市長の名前での意見聴取会への召喚状 (企業家・反対派)
1874	[45] 国王政府から上級市長宛の	73年12月13日付けの新聞紙上への公示費用の請求:受領書が
Jan 4	請求書 (p.269)	1月6日付けで伝来
1874 Jan 9	[46] 意見聴取会 (pp.289 291)	両当事者の意見対立:証人召喚を含めた次回の期日決定
1874	[47] 第1・2回証人尋問記録	反対派証人45名中41名の証言:工場排出の上記による健康・
Jan 16,19	(pp.309 329)	植生被害と生産活動への悪影響
1874 Jan 27	[48] 第3回証人尋問記録 (pp.332 337)	J側の証人9名の証言:ガス・悪臭被害はなく、植生被害は工場以外の原因
1874	[49] 上級市長から国王政府宛の	上級市長から国王政府宛:化学工場は最大の迷惑、持続的な
Jan 29	意見書 (pp.232 234)	統制の困難、化学工場を市外移転したい
1874	[50] Jから国王政府宛の意見書	反対派の非難「どの工場にもつきものの事故など些細な被害」、
Feb 2	(p.235 237)	不動産価値の上昇を狙う扇動の結果
1874	[51] 上級市長から国王政府宛の	アニリン工場側の住民多数からの泉汚染に関する苦情:化学
Feb 16	書簡 (pp.157 157r)	調査の結果
1874 Feb 17	[52]『バルマー・アンツァイガー』 45号 (p.239)	市議会による問題調査のための特別委員会の設置
1874	[53] 上級市長から国王政府宛の	市議会の決定:工場の周辺地・市域全体への影響調査、工場
Feb 18	書簡 (pp.238 238r)	拡張への反対、意見聴取会開催の延期要求
1874 Feb 20	[54] Jから国王政府宛の意見書 (pp.240 242)	Jによる特別委員会の批判:メンバー構成と国王政府への働きかけ
1874	[55] 国王政府から上級市長宛の	Jの工場拡張計画に異議を申し立てている反対派の人物 (全権
März 3	書簡 (p.151)	代表) の一覧表作成を要求
1874 März 5	[56] 上級市長から国王政府宛の 報告 (p.243)	市議会による認可拒否を求めた決議:都市中心部への化学工場の立地自体が大衆の利益に反する、井戸汚染の調査
1874	[57] 上級市長から国王政府宛の	上級市長から国王政府宛の報告:イエガー会社側の泉に関す
März 7	報告 (p.156)	る調査とアルトーペ博士の鑑定書の信憑性 (抜打ち調査)
1874 März 7	[58]『ベルク・マルク・ゲネラル・ アンツァイガー』 紙の記事 (p.246r)	「都市 B 利害擁護 (企業家) 団体」のイエガー擁護論:市議会決議の不当さ
1874	[59] Jから国王政府宛の意見書	反対派の意見だけを採用した特別委員会の不公正:兄フーゴ
März 16	(pp.244 245)	の発言を工場共有者として封じる
1874	[60] 反対派住民の一覧	国王政府による169名の反対派のD召喚: 4名の医者、残りの
März 17	(pp.249 52)	大半は土地所有者
1874	[61] 意見聴取会への召喚状	74年4月18日に国王政府庁舎で開催される口頭の意見聴取会
März 30	(p.154)	への召喚状
1874	[62] D での意見聴取記録	硫酸法による悪臭・ガス抑制の限界 (アニリン紫・緑も生産)、
April 18	(pp.344 345)	煙突高度の緩和は許されず、「異議申し立ては根拠あり」
1874 April 24	[63] 召喚費用の請求. (p.159)	意見聴取会への召喚に要するコストの請求
1874 Mai 3	[64] Jから国王政府宛の意見書 (pp.152 153r)	J 会社による反対派住民の居住地域 (地理的範囲) に関する証言:国王政府による送付要求と地図を添付

1872 75年イエガー染料会社と環境闘争:鑑定書・証言録にみる闘争の諸相

年月	文書番号・史料名 (所収頁)	要旨
1874 Mai 3	[64] J から国王政府宛の意見書 (pp.152 153r)	J 会社による反対派住民の居住地域 (地理的範囲) に関する証言:国王政府による送付要求と地図を添付
1874 Mai 7	[65] 国王政府決定の反対派住民 への通知 (pp.178 178r)	Jの申請を棄却:72年11月6日国王政府決定の条件が有効
1874 Mai 8	[66] 反対派住民から上級市長宛 の苦情 (p.162)	J 会社から放出される大量の「不快なモヤ」への苦情:工場主ヴェーヴァー他の住民 新煙突からも排出、認可違反の恐れ
1874 Mai 20	[67] 反対派住民から国王政府宛 の苦情書 (pp.154 155)	J 会社による認可済みボイラーの勝手な変更: 2 人の反対派住 民の苦情
1874 Mai 23	[68] 国王政府から上級市長宛の 書簡 (p.161)	J 工場のボイラー利用をめぐる苦情: それに対する調査報告の 依頼
1874 Juni 3	[69] 上級市長から国王政府宛の 報告書 (pp.167 167r)	都市建設役人、アルトーペ博士を加えた、アニリン工場、そ の周辺域、化学物質汚染が叫ばれた泉の調査
1874 Juni 5	[70] 上級市長から国王政府宛の 報告書 (pp.161 161r)	報告書:警察当局、都市建設長官、一度は実業学校長アルトー ペ博士も参加
1874 Juni 6	[71] J から商務省宛の抗告書 (pp.173 177)	Jの抗告書:新製法は住民のため、化学工業全般のスケープゴート、扇動者のあおり、60米 煙突の理由不明
1874 Juli 6	[72] 上級市長から A.Wever 他へ の回答書 (p.161r)	上記5月20日付けの苦情に関して:J会社の反論 (専門家の立 入り検査にもかかわらず、大量のモヤ発生は確認できず)
1874 Juli 24	[73] 反対派住民から商務省宛の 反論書 (pp.212 213)	1864年から最初の数年は苦情の指導者に貨幣を贈り慰撫するなど、係争回避:新製法による措置も違法性で台なし
1874 Juli 31	[74] 反対派住民から商務省宛の 反論書 (pp.219 20)	その間認可を受けないまま経営拡大と生産変更:住民に異義 申し立ての機会も与えず:硫酸法の不採用も住民無視
1874 Juli 31	[75] 上級市長から国王政府宛の 書簡 (p.218)	反対派提出の反論書 [73] において言及された証人の住所の 地理表示
1874 Aug 4	[76] 商務省から医療評議員バイ ヤー宛の書簡 (p.172)	商務相がイエガーの抗告を却下したことの通知
1874 Nov 1	[77] 商務省から国王政府宛の依頼状 (pp.185 186)	商務省から国王政府宛の依頼:ヨード再生法の詳細と60米煙 突の不要論との関係調査
1874 Nov 12	[78] 商務省から上級市長・J 宛の 通知 (pp.186 186r)	74年11月1日商務省の依頼の伝達
1874 Dez 12	[79] 国王政府から上級市長宛の 依頼状 (p.191)	Jの提案する湿潤法によるヨード再生法に関する反対派2グループの意見打診の要請
1875 Jan 15	[80] 反対派住民から商務省宛の 抗議書 (pp.228 229)	商務省への抗議:ヨード再生は経営の末端部、既存の迷惑・ 被害回避とは別物
1875 Jan 19	[81] 反対派住民から商務省宛の 意見書 (p.224)	Jによる証明義務回避:効果的な統制が不可欠「認可と隣人を 顧慮せずに自分の都合のよいやりかた」
1875 März 4	[82] 国王政府から商務省宛の回 答書 (pp.199 200)	国王政府も、ヨード再生法は、J経営の周縁的問題と理解
1875 April 30	[83] 商務省の決定 (p.202)	商務省の抗告審決定:1874年5月 7 日付けの国王政府の決定に 従うこと。硫酸法も迷惑の削減に限界

(注) 略号 B バルメン、D デュッセルドルフ、J イエガー

それを受けた上級市長は、両当事者の主張を聞き、可能であれば妥協の道を探るべく口頭の意見聴取会を開催した。第1回は、7月1日に開催され、反対派住民の代表格の9名とイエガーとが出席していた([03])。その内容には、後ほど立ち返るが、各人が被害内容を簡単に説明し、企業家側が反証を挙げて全面的に争う姿勢を明らかにした。第2回は、7月9日に反対派住民8名とイエガーが出席して開催された([06])。今回は、イエガーの第3工場の隣に居を構え、第一期以来一貫して反対運動を指導してきた商人、ピルグラムが、かかりつけ医師であるシュレクテンダール博士の診断書を提出して、家族の健康被害との関係を訴えた([05])50。また、第二期の運動のリーダーで、機械製造工場主のヴェーヴァーも、同じ主旨からビンゲン博士の診断書を提出した([09])。他方、イエガーも、工場の排出するガス・蒸気と住民の健康被害との因果関係を否定するために、工場に住み込みで働く労働者家族の健康状態に関して、開業医ビンゲン博士の診断書を提出した([04])。それと同時に、後半の闘争の一つのハイライトをなす証人尋問会(74年1月)の開催を予想させるかのように、両当事者が、それぞれ有利な証言を引き出すために併せて4名の証人を立てている。その直後の7月12日バルメン実業学校の化学教師ブルク博士がイエガー工場に立ち入り検査を実施し、鑑定書を作成している([08])。どのような経緯からブルク博士の立ち入り検査が実施されたのか、詳細は不明だが、その内容はいたって企業寄りになっている。

第3回の意見聴取会は、72年9月7日に予定されていたが、実際に開催されたのは9月28日である ([10]、[11])。この意見聴取会は、国王政府を代表して認可発給の可否や設定条件に関する決定に当たる「合議団」によって運営されており、本来、最後の意見聴取会に位置づけられていたことが分かる。そのことと関係してか、反対派住民の参加者は、これまで最大の11名に上っている⁶⁾。ただ、今回も両当事者の主張は平行線を辿ったため決定には至らず、「問題に決定を下すのに先立って、専門家による立ち入り検査を実施して、その鑑定結果を踏まえて協議する」(op. cit., p.96) ことを決めた。この工場への立ち入り検査を委託されたのが、医療評議員として合議団の一員でもあった医師のバイヤー博士である。10月15日バイヤー博士は、他の2人の委員ともども立ち入り検査を実施し、鑑定書をとりまとめた([12]。以下、委員会報告書と略す)。

それを踏まえて72年10月19日に第4回の意見聴取会が開催された([14])。今回の合議団の構成は、第3回とほぼ同じだが、反対派住民に好意的な上級市長がその一員となっていたことは注意をひく([09]、[13])。前稿で触れたように、63年の認可申請に際して住民・市議会は1839年「バルメン街路条例」を拠り所にして異議申し立てを行っており、この事実からも窺えるように、自治体の発言力は無視できない重みを持っていた(田北,2009,pp.35 39)⁷⁾。そこに召喚された16名の反対派住民の構

⁵⁾ ピルグラムの活動については、田北, 2009, pp.56 57を参照願いたい。

^{6) 16}名が召喚されたが、4名は欠席と記されており、またヴェーヴァーの妻は、夫を代理人に立てたことを理由として、 欠席している。

⁷⁾ I.シェーファーは、18世紀末~19世紀初頭の小領邦リッペ・ナッサウの君主による燃料転換策を、いわゆる「木材不足」論争の関連で取り上げ、化石燃料の使用強制に対する手工業者の抵抗に言及している。そのなかで注目されるのは、都市デットモルトのビール・火酒製造業者の抵抗が長期間成功した理由が、消費税収入に利害関係のある自治体との連携に求められている点である(Schäfer, 1983, pp.78 83)。

成も同じだが、参加したのは6名である。その決定は、営業認可をめぐる係争では例外的に、両者の中間をとった厳格な条件付きの認可発給であった。

この合議団の決定を踏まえて国王政府は、72年11月6日に認可決定を行った([15])。その内容の大半は、10月19日の合議団決定と重なり合っているが、これまでの経過説明と判定理由が新たに付け加わっている。したがって、前半の闘争は、意見聴取会による両当事者と少数の証人の証言を別とすれば、健康・植生被害との因果関係を確定するための証拠として提出した診断書・鑑定書と公式の調査報告書とに基づいて進行したことを、再確認しておきたい。

72年11月26日イエガーは、国王政府宛に抗告書を送付して、第2ラウンドの抗告審が始まった ([16])。抗告に至った最大の理由は、工場の排出するガス・廃水と健康・植生被害との因果関係が委員会報告書によって否定されたにもかかわらず、企業側の責任が明記されたからである。しかも、建設に莫大な費用のかかる60米の高さの煙突の設置義務まで課されている。これに対して反対派住民は、72年12月19日付けで企業側の言い分を全面否定する内容の反論書を提出した ([18])。それを受け付けた商務省が、どのような手続きを経て審査したのか不明だが、73年4月5日付けで決定を下した ([19])。その内容は、企業家の言い分をすべて退け、72年11月6日の国王政府の決定を追認するものだった。ここにイエガーによる経営拡張計画に関する認可申請の審査は終了し、国王政府の認可文書に従って工場拡張が実施されるかと思われたが、そうはならなかった。

(2) 後半の闘争 (73年5月~75年4月)

73年5月26日イエガーは、染料アニリン青の製法変更(塩酸法から希硫酸法へ)とそれを通じた周辺住民への迷惑軽減を理由として、新規に認可申請を行った([20])。この地方でも例外的な60米の煙突高度に代わり40米で十分との主張と、一対の内容となっていた。しかも、72年2月以降の住民多数の頑強な抵抗にもかかわらず、「いたずらに審査を遅らせる」(op. cit., p.254)との理由から、再度、平然と公示免除手続きの採用を要求した。その後、市当局の要請を受けてエルバーフェルト実業学校長であるアルトーペ博士が、イエガー工場において実施された製法変更の効果に関する実験に立ち会い、企業家に好意的な鑑定書を作成した([21])。このアルトーペ博士こそは、後半の闘争にあって科学技術的判定の主人公となった人物であり、後述のように、医療評議員のバイヤーとは対照的に、良心的な科学者の鏡である。

今回の公示免除の手続きは、73年8月7日付けの国王政府から上級市長宛の書簡から看取できるように、受け入れられなかった([23])。その2週間前に上級市長から公示免除の棄却要請が出されており、それが尊重されたのかどうか不詳だが([22])、公示に向けて書類審査が始まった。郡医師・建設官の予備審査結果を踏まえて上級市長を仲介者としてイエガーとのやりとりが繰り返され、73年12月9日にようやく計画の公示にこぎ着けた([24]、[26]、[29]~[31]、[33]、[38])。

その間、11月28日、12月6日付けで新聞紙上に企業家の不法行為と市当局の取り締まりの不備を糾弾する投書記事と、都市役人と思われる匿名氏による回答記事が掲載された([31]、[35])。いずれもイエガー工場から排出されるガス・廃水などによる被害・迷惑を自明の事実と判断し、市外移転を

望ましいと論じていたため、危機感を煽られたイエガーは、12月17日に市当局宛に意見書を送った ([40])。それと同時に、イエガーは、第3工場の近くに居住する11名の証人から「工場から迷惑を受けたことはない」との証言を得ていた ([36])。翌年1月に本格化する証人尋問会の序曲に当たる。

ところで、計画公示から丁度 2 週間目にあたる12月22日付けで反対派住民から異議申立書が提出された ([42])。それは、64年 1 月の認可発給まで遡及しつつ、工場に起因したガス・廃水・悪臭による健康・動植物被害を列挙しながら、認可取り消しさえ要求している。それを受け付けた上級市長は、12月30日付けで両当事者に対し意見聴取会への出席を求める召喚状を送付して ([44])、証人尋問合戦が本格化することになる。

74年1月9日バルメン市庁舎の市議会会議室で開催された意見聴取会には、企業家イエガーと反対派住民の「全権代表者」8名が出席した([46])⁸⁾。イエガーは、73年12月8日付けの住民11名の証言記録([36])と、史料は現存しないが医療評議員バイヤーと医師マルクスの2通の診断書を提出し、今回の製法変更が「わずかばかり存在する悪臭を完全に抑制できる」([46], p.289r)と述べ、科学技術的進歩の成果を力説した。その後、反対派住民の健康・財産・動植物被害に関する証言と企業家の反論が寄せられた。

それに引き続き、74年1月16、19、27の3日間にわたって第1回から第3回の証人尋問会が開催された([46]、[47]、[48])。このうち第1・2回は、反対派住民側の証人の証言録で、第2回の記録の末尾に掲載された証人リストにある47名のうち実際に証言したのは42人である。他方、第3回は、イエガー側の証人の証言録で、リストに挙げられた11名のうち出頭したのは9名である。この史料は、証人の証言に先だって、証人の氏名、職業、住所、年齢を記しており、また証言内容に関して相手側から質問があった場合、証人の回答も記載されている。それら全ての情報を網羅した典型例を一つ紹介すれば、下記の通りである。

「証人 (No. 2)、ヴァッサー通り5番地に居住する30歳のリボンエ E.ザンドヴェークの妻:1872年5月ロー (地区)からヴァッサー通りに位置する機械製造業者リヒテ所有の家屋に引っ越した。私たちの部屋は屋根裏にあって、イエガー工場の側に面していた。同年11月にイエガー工場から排出されるモヤのせいで4人の子供が病気に罹り、そのうち2人は高熱を発した。一人は、数日後に死亡した。子供たちは、最初マルクス博士から診察を受け、容体が悪化してからバイヤー博士から診察を受けた。マルクス博士の説明に従えば、我々の部屋は、イエガー工場から排出されるモヤのせいで、きわめて不健康であり、直ぐに立ち退かなければ、他の子供も命を失う危険があるとのことだった。その際、工場のモヤが死因となったとの説明を受けたが、それが子供たちの病気の決定的原因だとまでは言われなかった。企業家(イエガー)の質問に対して、証人は次のように答えた。バイヤー博士は、一度しか往診していないし、部屋が不健康であるか否かについては言わなかった。それ(72年11月)以降も子供たちは、ときには病気に罹ったが、医者の診察を受けるほどではなかった。マルクス博士は3

^{8) 1861}年「営業条例」に添付された「施行規則」の14項に従えば、同一利害に立つ反対派住民が複数ある場合、審査の 円滑な進行のために全権代表を設定できる (Mbl, 22, 1861, p.175)。ちなみに、1874年3月17日作成の反対派住民169 名の一覧では、全権代表は4名、全権を委託した住民は16名に留まっており、思いのほか利用されていなかった([60])。

度往診にきた」([46], pp.310 310r)。

したがって、この史料は、化学工場に起因する健康・動植物・財産被害の実態は、もちろんのこと、証人(一部リーダー)の社会経済・政治的活動、反対派住民と企業家の主要な争点などに関する情報の 宝庫となっている。

74年1月の意見聴取会と証人尋問会は、市当局が反対派住民と連携しつつ反イエガーキャンペーンを本格化するきっかけとなった。74年1月29日に上級市長から国王政府宛の書簡は、最大の迷惑源として化学工場の市外移転にさえ言及していた([49])。これに対して危機感を強めたイエガーは、2月2日付で反論書を送付した([50])。市当局の対応にとって最大の分岐点となったのが、74年2月17日市議会における工場拡張に反対する特別委員会の設置である。同日付けの『バルマー・シュタット・アンツァガー』紙は、その経緯を簡単に紹介している([52])。169名の署名ある反対派住民の嘆願書提出を受けて市議会の審議にふされ、イエガーの反論書も読み上げた後、5名のメンバーから構成される特別委員会の設置に関する採決に移り、賛成19、反対7で可決されたという([52]、[53])。この特別委員会のメンバーのなかに反対派住民が含まれていた事情も手伝って、イエガーは激しく反論した([54])。

この紛糾した事態を打開するために、国王政府はデュッセルドルフでの意見聴取会の開催を計画した。それが実現したのは、74年4月18日のことだが、その準備作業は、上級市長宛に反対派住民の一覧表の作成を要求した3月3日まで遡及できる([62]、[55])。その間、両当事者から国王政府への働きかけが活発化した。3月5日上級市長は、3月3日市議会の決議について報告し、都市中心部に位置するイエガー工場が住民に与える不利益・迷惑を訴え、新規の要調査項目として泉汚染問題も挙げた([57])。他方、「都市バルメン利益擁護連盟」に結集した企業家・商人は、朝刊紙『マルク・ベルク・ゲネラル・アンツァイガー』にイエガー擁護の記事を掲載した([58])。3月16日に創業者の次男で経営責任者のオットーは、この朝刊紙の記事も引き合いに出しつつ、市議会における票決方法の不公正さ 一兄弟のフーゴを棄権扱いする一方で、反対派の3名には投票を許可した 一を非難した([59])。その翌日、169名の反対派住民の名簿が届き、3月30日付けで意見聴取会への召喚状が発送された([60]、[61])。

74年4月18日にデュッセルドルフの国王政府庁舎の大会議室において意見聴取会が開催された。反対派住民169名のうち参加したのは、指導者格の12名であり、企業家イエガーは、弁護士とケルン在住の化学者を同席させていた([62])。その議事の運営を担当した合議団は、委員会報告書を作成した医療評議員バイヤー博士と専門家の資格で参加したエルバーフェルト実業学校長のアルトーペ博士を含む7名から構成されていた。今回も、両当事者は、それぞれの立場に固執したため、合議団が協議の上で決定を下すことになった。その内容には後に立ち返るが、「異議申し立ては、根拠あり」(op. cit., p.345)と述べ、反対派の主張を完全に認める内容になっていた。その決定は、同年5月7日付けで反対派住民宛てに通知された([65])。それに先立つ5月3日付けでイエガーは、国王政府宛にバルメン都市図を添付した書簡を送り、住民の迷惑・不利益と第3工場の因果関係を否定したが、実を結ばなかった([64])。その後、5月のうちにイエガー工場の煙突の認可違反 — 染料生産時に

排出されるガス・蒸気の排出以外の目的での使用 — に関する苦情が寄せられたため、再度立ち入り 検査が実施されている ([66]、[67]、[68])。

そのような逆風のなかでイエガーは、74年6月6日商務省宛に抗告書を提出して、第2ランドが始まった([71])。それに対する反論書は、7月24日付けと7月31日付けの2通が作成されている([73], [74])。これは、169名を数える反対派住民が、必ずしも一枚岩の構造ではなかったことを示唆している。事実、74年11月に商務省から国王政府宛の書簡にあって、認可申請されたヨード再生法の変更のもつ改善効果に関する問い合わせにたいし、上級市長は2つの反対派グループに回答を求めている([77]、[78]、[79])。一方は、機械製造工場を営むヴェーヴァーの指導するグループ、もう一方は、第3工場の隣に居を構える商人のピルグラム他4名である([79]、[80]、[81])。75年1月15、19の両日に反対派は国王政府宛に回答書を送付し、ヨード再生法の変更は高価な原料回収の試みとして染料生産の「副次的工程」に過ぎず、住民の不利益・迷惑の削減とは無縁であると伝えた。同年3月4日付けで上級市長も商務省宛に、反対派の主張をそのまま伝える書簡を送った([82])。それを受けた商務省は、同年4月30日付けで抗告審決定を下し、ここに72年11月6日の国王政府決定と73年4月5日の商務省決定が確定した([83])。

Ⅱ 前半の闘争 (1872年2月~73年4月):鑑定書合戦

で概観したように、本論の2つの課題について多様な類型の史料が、多数伝来している。そのうち闘争の前半では、主に専門家の鑑定書(診断書)が、そして後半では両当事者合わせて50名を超える証人の証言録が大きな比重を占めている。以下、それぞれ前半・後半の闘争について、それら史料を分析して環境闘争の特質を描き出してみよう。

まず、この時期伝来する証人の証言録と、72 75年の専門家の鑑定書・診断書とをまとめた表4・5に基づいて、闘争の過程を振り返ってみよう。工場拡張計画の公示後、72年6月に住民の異議申し立てを受けた市当局は、ただちに口頭の意見聴取会を開催した。72年7月1、9の両日に開催された第1回、第2回の意見聴取会記録は、簡単ながら指導的な反対派住民と企業家の主張と、数名の証人の証言を載せている。それと同時に、両当事者は、それぞれの主張を裏付けるために医師・専門家の診断書・鑑定書を提出している。それに加えて、9月28日の第3回意見聴取会の「合議団」の決定に従って、医療評議員のバイヤー博士らによる立ち入り検査が実施され、両当事者の証言と証拠の検証も行われている。関係する史料を順次見ていこう。

72年7月1日開催の第1回意見聴取会は、企業家イエガーが反対派の異議申し立てを根拠ないものと見なし、全面的に争う姿勢を明らかにすることから始まった。「(今回計画する) 工場の拡張、とくにこれまでより高い煙突の建設は、大きな改善をもたらして、現在わずかばかり存在する弊害の除去に寄与するはずである」([03], p.72) と、科学技術的成果の導入による状況の改善を主張した。それに対して、この意見聴取会に参加していた9名の反対派住民のうち4名が、工場の排出するガス・蒸気による被害を訴えた。彼らの証言内容は、家族の健康被害、庭園・室内の植物被害、および「洗濯物の汚染」に代表される財産被害の3種類に分類できる。カルルの手になる社史は、第3の被害に

表4 1872年7月1日、8日、9月28日、10月19日開催の意見聴取会での意見対立

番号	名前 (所収頁)	住 所	職業、年齢	証 言 内 容
	前半の闘争			
1	72 Juli 1 第1回 [03] (pp.72 73r)			
	1. A.Wever		機械製造工場主	工場から排出されるガス・モヤの有害性と健 康被害:個人的な鑑定書提出の用意
	2. F.A.Pilgram		商人	工場から排出されるガスによる家族の健康被害:医師の診断書提出の用意 [05]
	3. Fr.Göbel			
	4. J.Lex		機械製造工場主	工場から排出されるモヤによる庭園植生の被害 と洗濯物の汚染:証人を立てて証明する用意
	5. Fr.Lütticke			工場から排出される蒸気による屋内の花の被害:証人を立てて証明する用意
	6. L.Lichte		機械製造工場主	
	7. E.Haustein		工場主	
	8. C.Martmann			
	9. R.Kröcke			
	10. C.Jäger		化学染料工場主	工場拡張、これまでより高い煙突「僅かながら存在する弊害の除去と改善とに寄与」 以下につき反証提示の用意 1. 工場周辺の植生は被害を受けず 2. 工場労働者、とくに住み込みで働く労働者家族の良好な健康状態:[04]
2	72 Juli 9 第 2 回 [06] (pp.73 75)			
	1. A.Wever		機械製造工場主	鑑定書は提出できず、子供の喉の炎症に関する医師の診断書 [07] の提出
	2 . F.A.Pilgram		商人	家族の健康被害に関する医師の診断書 [05] を提出
	3. Fr.Göbel			
	4. J.Lex		機械製造工場主	2人の証人を立てる
	F.Giese	Wichlinghausberg 81	庭畑師、32歳	レクス氏の庭園の世話を3年間:J工場の蒸気による樹木、花、植物被害を目撃。他の工場は離れておりJ工場に起因
	H.Reinen	Loh 39	機械仕上工、 23歳	前夜まで良好な状態にあった機械部品と釘の 錆:J工場の蒸気以外に原因考えられず
	5. Fr.Lütticke			
	6. L.Lichte			下宿人を証人に立てる
	C.Rohland	Wasserstrasse 107	織布工、52歳	J工場の向かいの部屋に住む:悪臭ある蒸気によって室内の花が枯れ、カナリアー羽が死に、一羽が病気
	7. C.Martmann			
	8. W.Bredt			

経済学研究 第77巻第1号

番号	名前 (所収頁)	住 所	職業、年齢	証 言 内 容
	9. C.Jäger		化学工場主	工場に住み込みで働く労働者家族の健康状態 に関する医師の診断書 [04] の提出:同時に 証人を一人立てる
	H.Flores	Gartenstrasse 6	庭畑師、34歳	この3週間J工場側の庭園を見回るが、植物生育は普通通り:ブドウの木とジャガイモも健康そのもの。今年は害虫の被害多く、通りより高度の低い庭畑地は排水が悪いために発育不全に陥りやすい
[3]	72 Sep 28 [11] (pp.95 96)			16名の反対派住民の名前と企業家イエガーの 名前と出欠状況は記載:両当事者とも自説に 固執とあるだけ
[4]	72 Okt 19 [14] (pp.91 94)			16名の反対派住民の名前と企業家イエガーの名前と出欠状況は記載:合議団の決定のみ記載

表5 1872 75年闘争に関連して提出された主要な鑑定書・診断書・報告書

年	史料	きっかけ	要旨
1872 Juli 3	[04] 開業医・助産師ビンゲン博 士の診断書	[03] 第1回意見聴取会:Jの提出 した証拠	7月3日に第3工場に住み込みで 働く労働者家族の健康状態を調査
1872 Juli 7	[05] 医師シュレクテンダール博 士の鑑定書	[03] 第1回意見聴取会:ピルグ ラムの提出した証拠	アニリン染料工場と J 工場の健康 被害と家族の健康状態
1872 Juli 9	[07] 医師ビンゲン博士の診断書	[06] 第2回意見聴取会:ヴェーヴァーの提出した証拠	子供たちの喉・気管炎症に関する 診断結果
1872 Juli 12	[08] B 実業学校教師ブルク博士のJ工場に関する鑑定書	第3工場の周辺地域への影響調査: Jの依頼?	ヨード紫、ヨードエチル、アニリン青、アニリン再生の 4 項目の調査:企業寄り
1872 Okt 15	[12] 医療評議員バイヤー博士の立入 検査報告 (委員会報告書)	[11] 第3回意見聴取会での合議 団決定	建築官のブルノと市当局委嘱のブ ルク博士の立ち会い:企業寄り
1872 Nov 6	[15] 国王政府の決定	[14] 第4回意見聴取会における 合議団決定	反対派住民の主張は「根拠なし」 とは片付けられない:委員会報告 書を尊重
1872 Nov 26	[16] Jの商務省宛の抗告書	[15] 国王政府の決定	委員会報告書による健康・植生被 害との因果関係の否定:条件付き 認可
1872 Dez 19	[18] 反対派住民のJ抗告書への 反論書	[15] J 抗告書の論拠とされるバイヤー鑑定書の批判	「科学者としての良心」に疑問を 抱かせる調査結果
1873 April 5	[19] 商務省の抗告審決定	[16] Jの抗告書提出	[15] 国王政府の決定を追認
1873 Mai 26	[20] Jからの新規認可申請	[19] 商務省の抗告審決定	アニリン青の製法変更と60米煙突 の高度引き下げ要求
1873 Juli 14	[21] E 実業学校長アルトーペ博 士の鑑定書	[20] 73年5月26日Jによる新製 法での認可申請	J 工場での新製法の実験:40米の 煙突で十分。企業寄りの結果
1874 Feb 16	[52] E 実業学校長アルトーペ博 士の鑑定書	[52] J 工場側の泉汚染についての 住民苦情	調査の結果:泉の化学物質による 汚染と泉の閉鎖措置

年	史料	きっかけ	要旨
1874	[56] 上級市長から国王政府宛の	[52] 特別委員会の報告に基づく	調査項目に泉の汚染が加わる
März 5	書簡	意見表明	
1874	[58] 上級市長から国王政府宛書簡:	[52] J 工場側の泉汚染についての	抜き打ち検査で信頼性高い
März 7	アルトーペ鑑定書の信頼度	住民苦情	
1874	[62] 国王政府の実施した意見聴	[20] 製法変更した J 認可申請内	専門家としてアルトーペ博士が参加:厳密な鑑定結果
April 18	取会	容の検討	
1874 Mai 7	[65] 国王政府の決定	[62] 決定内容の通知	上記の合議団決定を正確に反復
1874	[68] 警察当局・都市建設官の立ち入り検査報告	[66], [67] 煙突の認可外使用に	アルトーペ博士も一度参加:染料
Mai 23		関する住民の苦情	生産時のガス排出以外に石炭燃焼
1874	[69] 都市建設官・アルトーペ博	J工場側の泉・井戸の汚染について	J工場と周辺地域・泉の水質検査:
Juni 3	士の泉水調査報告		汚染は解消して改善
1874	[77] 商務省から国王政府宛の書	[71] ヨード再生法の変更による	[80] 商務省の委託したアヘンバッ
Nov 1	簡	煙突高度への影響	八博士からの問い合わせ
1875 Jan 15	[80] 反対派民住民から商務省宛 の回答書	[77] 商務省の問い合わせへの回答	ヨード再生法の変更は「副次的工程」:住民の不利益・迷惑は不変
1875 Jan 19	[81] 反対派民住民から商務省宛 の回答書	[77] 商務省の問い合わせへの回答	ヨード再生法の変更は「副次的工程」:住民の不利益・迷惑は不変
1875	[82] 国王政府から商務省宛の回	[77] 商務省の問い合わせへの回答	アニリン生産の副次的工程:高価
März 4	答書		な原料の回収

(注) 略号 B バルメン、E エルバーフェルト、J イエガー

つき企業家の目を通して皮肉な表現を浴びせている。「近隣の馴染みの婦人たちは、風で運ばれてきた染料粒子によって洗濯物に染みができたような場合には、大騒ぎをして損害賠償を請求した」 (Carl, 1926, p.18)。これら証言を行った反対派住民は、いずれも専門家の鑑定書・診断書を提出するか証人を立てるかして、証言内容を論証する用意があると述べている。他方、イエガーは、工場周辺の植生が正常の状態であること、工場労働者の健康が良好な状態にあること、の2点を証明するために反証を挙げると主張した。

その8日後に開催された第2回意見聴取会には、反対派住民のリーダー格のヴェーヴァーとピルグラムとから医師の診断書と鑑定書が、そしてイエガーからは工場労働者に関する医師の診断書が提出された([04]、[05]、[07])。それと併せて、反対派住民2人とイエガーが、合計4名の証人を立て、それぞれに有利な証言を引き出そうとした。機械製造工場を経営するレックスは、庭園の管理に当たらせている庭畑師と工場労働者(仕上工)を証人に立てて、イエガー工場の排出するガス・蒸気による植生被害と工場施設の被害を強調した。また、同じ機械製造工場を経営するリヒテは、イエガー工場の真向かいに住む下宿人の口を通して、悪臭ある蒸気による動植物被害を明らかにした。この証人は、環境変化に敏感なカナリアの死について語っており、今日から見ても興味深い。他方、イエガーも庭畑師を証人に立てて、反論を試みた。過去3年間工場そばの庭園を管理しているが、植物の生育は正常であること、そして植生被害が訴えられている庭園は、害虫か排水の難を原因とすること、の2点を証言している。これら財産・動植物被害との因果関係をめぐる議論以上に深刻に受け止められ

たのが、健康被害である。この点は、3通の診断書・鑑定書から鮮明に読み取れる。

この点で、いち早く対応したのがイエガーである。7月3日に開業医・助産師のビンゲン博士を通じて、工場労働者の健康診断を行わせた。その主要な診察対象が、工場に住み込みで働く労働者家族3名である。反対派住民が元凶と考えているガス・蒸気が、寝室を兼ねた屋根裏部屋に与える影響について、次のような判断を示している。「(部屋の周辺には荷物が積み上げられており)酸性ガスのうちカリはごくわずかだし、その隣の部屋に通ずる扉が開けられても、危険な種類のガスが流入するとは考えられない」([04], p.79)。労働者と妻子も「過去6年間医者の診察をうけたこともない」(op. cit., p.79) ほど健康な状態にある。他の労働者も、病気の一人を除けば、健康に問題はないと判断されている。

ただ、この診断書の内容について反対派住民は、後にその信頼性を問題としている。72年12月19日付けでイエガーの抗告書に対抗して送付された反論書のなかに、興味深い表現がある。「それ(ビンゲン博士の診断書)は、ハーンの砒素(処理)工場の労働者の健康について(以前)イエガー氏が入手した診断書のことを思い起こさせる」([18], pp.116r 117)と述べ、事実わい曲の可能性を指摘した。郡医師デュ・ヴァルの書類が刊行され、「医療評議員であるバイヤー博士と郡医師のフェルトマン博士とは、診察したとき砒素中毒症状にあることを確認していた」(op. cit., p.117)と、暴露されたからである。しかも、反対派住民は、ビンゲンが定期的に労働者の健康診断を行っていないことに注意を喚起しつつ、その種の楽観的所見を生み出す、もう一つの事情に言及している。「そこの労働者たちが、診察を受けるとき、糧主(雇主)の利益に反するような症状の全てを報告するかどうか、疑わしい」(op. cit., p.117)と述べて、労働不能との判断を招きかねないような症状の申告を控える、労働者の心情に言及している。

7月9日開催の第2回意見聴取会の場でヴェーヴァーは、家族の健康状態に関してピンゲン博士の診断書を提出した([07])。それは、原因には触れていないが、ヴェーヴァーの子供達が「喉ないし気管の炎症に、しばしば襲われたこと」を確認している。その2日前、第一期から反対運動の急先鋒となってきたピルグラムが、包括的な鑑定書を提出した([05])。それを作成した人物が、反対派住民から「最も評判の良い医師」([18], p.116r)と、高い評価を与えられたシュレクテンダール博士である。この鑑定書は、市当局の要請に答えて3つの問題に意見を表明している。第1に、アニリン染料とアニリン染料工場が、健康に与える影響についてである。アニリンとフクシン(アニリン赤)の生産に多様な有害物質が使用されており、大気・土壌に「近隣住民の健康に深刻な被害を与えるような物質を排出する」([05], p.77)と、断定されている。それに加え、バルメン市内に立地するバイヤー会社のアニリン工場から排出される有害ガスが及ぼす、広範な健康被害の例も挙げられている。また、ヨードエチルが、工場労働者の健康に深刻な影響を与えている事実にも目をとめ、それを口実に工場外への排出を急ぐあまり、周辺住民に早晩被害が拡大する危険にも言及している。第2に、イエガー工場の危険性の根拠と工場拡張の影響について。第3に、30年間かかりつけの医師として家族の診断結果について。この2つの問いは、一括して扱われている。「ピルグラムの家の庭園から30歩の距離にある工場から、空中に排出される有害な分子が、窓から直接侵入して」(op. cit., 78r)、娘

2人の神経的興奮状態、消化不良、抵抗力の低下、発熱の症状を引き起こし、さらに女性の奉公人の前頭部の痛みと鼻粘膜炎症との原因ともなっている。筆者は、化学の素人だが、学術文献・論文を引用しながら理路整然と、しかも多様な危険物質を列挙しつつ工場内外の健康被害を論じていく手法に鑑みるとき、反対派住民の評価は十分に的を射ているとの印象を受けた。

このシュレクテンダール博士に対抗して作成されたのが、バルメン実業学校の化学教師、ブルク博士の鑑定書である([08])。この鑑定書の作成に至る経緯は、記載されていないが、次の事情から判断して、イエガーの依頼に応えたものと考えて間違いあるまい。73年12月22年反対派住民の苦情書によれば、ブルク博士はイエガー染料会社と営業関係をもつと言われているが、その点は、カルルの著した社史からも裏付けられる([42], p.276a)。すなわち、将来を嘱望される若い化学者、ブルク博士をスタッフの一人に加えたが、早世したとの記述があるからだ(Carl, 1926, p.19)。

その鑑定書の内容は、イエガーの第3工場への立ち入り検査を踏まえて、4種類の製品 ― 染料のヨード紫、ヨードとヨードエチル、染料アニリン青、アニリンの再生(回収) ― の使用原料と生産方法に言及しつつ、有害ガスの発生状況について簡略に述べている。第1に、唯一有毒ガスが発生するのは、アニリン青の製造工程だが、量的にも少なく「煙突のある部屋で作業が行われる限り、害はない」(op. cit., p.81)。第2に、使用される多くの化学物質は刺激臭を発するが、その処理には細心の注意が払われており、工場外では拡散され希釈化されるので、「近隣住民と動物への有害な影響を、そのせいとすることはできない」(op. cit., p.81r)。第3に、植生被害の元凶とされている排出ガス・蒸気についても、近隣の他工場からの排出量と大差なく、責任を問うことはできない。第4に、苦情を寄せられている工場廃水の拡散も考えられない。「ヨード紫とアニリン青の生産時に発生する砒素含有溶液を除けば、(回収せずに捨てるような)無価値の有害な液体は、工場内に見いだせない」(op. cit., p.82)。以上のように、それは完全に企業家寄りの鑑定書となっていた。

72年9月28日に両当事者の証人証言と鑑定書・診断書が出そろったところで、第3回の意見聴取会が開催された([11])。しかし、両当事者は、それぞれ自説に固執して一歩も譲らなかったため、議事の運営に当たった合議団は、「専門家による工場への立ち入り検査を実施し、その鑑定結果を参考にする」(op. cit., p.96)ことを、決定した。それら証言と専門家の鑑定書は、決定打とはならなかったのである。その際、責任者に任命されたのが、合議団の構成員でもある医療評議員のバイヤー博士である。彼は、1876年に上梓した著書の前文に載せられた次の表現から明らかなように、科学技術の進歩に絶大の信頼を置く進歩主義者の代表者である。「一つの工場に労働者ないし近隣住民の健康に対する危険や被害発生があったとしても、そのような事態は、より良好な作業空間や換気装置が設けられ、機械がこれまで以上に合目的的に作られて製造方法が変更されている別の(新設の)工場では、まったく見られない」(Beyer, 1876, pp.3 4: 田北, 2008, p.68)。同年10月11日バイヤー博士は、建築官のブルノと、助役のオスターロートら市当局の委嘱を受けたブルク博士と、3人で立ち入り検査を実施した([12])。ただ、不意打ちの抜き打ち検査だったため、完全操業の状態ではなかったという。10月15日付けで提出された鑑定書は、後に「委員会報告書」と呼ばれるが、その主な内容は、以下の通りである。

第1に工場周辺の状況が描写されている。その目的は2つある。一つは、反対派住民の所有地までの距離を知ることである。もう一方は、イエガー工場の近くに立地し、ガス・蒸気を排出する工場に関する調査を行うことである。第3工場から50歩の距離に「都市所有のガス工場」と別の一工場が、そして対岸には鉄鋳物工場があり、「いずれも高い煙突を備えている」(op. cit., p.85)。第2に、ガス排出は議論の焦点となっていただけに、詳細に扱われている。作業場内では、蒸気を除けば少量のガスと塩酸ガスが発生するにすぎない。「それら蒸気・ガスは、ほとんど全部の部屋に通じている約40フス(12米)の木製煙突から排出されている」(op. cit., p.85)。各部屋に設けられた天窓も同じ目的のために使用されているが、「工場の上空や周辺に、迷惑を及ぼすような蒸気は認められなかった」(op. cit., p.85r)。

第3に、今回の工場拡張計画の狙いと絡めて、住民にとっての不利益・迷惑の軽減の可能性が論じられている。「工場の真ん中に130フス (約40米) の煙突を建設する。(イエガーの説明によれば) 蒸気・ガスは、つねに完璧に排出される」(op. cit., p.85r)。加えて、ピルグラム他の反対派住民の所有地と工場の建物とが、障害物によってこれまで以上によって遮断されることになる。「科学技術の進歩」の信奉者のバイヤー博士は、同じ論理を大上段に振りかぶる企業家の主張に、完全に同調している。すなわち、経営拡張は、生産規模の拡大と「迷惑なガス・蒸気の効果的な排出」(op. cit., p.86) と、イエガーの言う「二重の利点」(op. cit., p.86) をもたらすと判断されている。ただ、悪臭は完全には遮断できないが、他工場の排出レベルに抑えることは可能である。第4に、廃水処理についても楽観的見通しが述べられている。砒素含有廃水は濃縮して処理されており、それ以外の廃水は、拡大予定の浄化槽に集め「浄化した後にヴッパー河に排出される」(op. cit., p.86) からである。第5に、労働者の健康状態についても、イエガーの提出したビンゲン博士の診断書の内容に沿った鑑定結果になっている。「8年半工場に家族ともども住み込みで働く労働者の報告するところでは、家族全員きわめて健康な状態にあり、そのことは顔色がよいことからも確認できた」(op. cit., p.86)。

最後に、イエガー工場の排出ガスと植生被害の因果関係を見極めるために、工場に隣接するピルグラムとロッホの庭園を実地検分している。有害なガスの影響の痕跡は、リンゴ樹の切り株と枯れ枝の一本に残っているだけだった。「それ以外の樹木、様々な種類の野菜、および各種の果樹の葉は、普通の状態にあったので、上記の事例は、(因果関係を示す)証拠とは見なせない」(op. cit., p.86r)。この鑑定書は、そこで終わっているが、文末に補遺としてヴッパー渓谷の手書きの横断面図入りで、建設技術的な観点からの提言が載せられている。谷底に当たる場所にイエガー工場が位置する関係から、煙突高度の引き上げによる対策には、自ずと限界があると指摘されている。その結びは、「企業に対してアニリン染料生産を、これまで以上に大規模に営む可能性を与えるべきである」(op. cit., p.,86r) と、認可発給を要請している。

そのような公式の鑑定書が提出されてから4日後の10月19日に、第4回の意見聴取会が開催された ([14])。合議団は、5つの条件を付けて認可を発給する決定を下した。ただ、その文書には、そのような決定を下すに至った経緯の説明、とくに委員会報告書に関するコメントが欠けている。幸い、72年11月6日付けの国王政府発給の認可決定文書が、それを補う情報を含んでいるので、それを取り上

げてみよう ([15])。それを通じて、証人証言と科学的鑑定結果のいずれを重要視するかという課題 を考察できると、考えるからである。

まず、指摘しなければならないのは、1875 77年デュッセルドルフを舞台とした闘争とは違って、医療評議員バイヤー博士の作成した企業寄りの鑑定書は、無批判に受け入れられることはなかった (田北, 2008, pp.76 78)。角度を変えれば、反対派住民側の証言・証拠は、百パーセントとはいかないまでも、高い評価を受け取ったのである。それを象徴するのが、冒頭に置かれた文章である。「計画された施設拡張に対する異議申し立ては、たしかに根拠なしとは考えられないが、認可発給に際して設定される条件によって解決できる」([15], p.97r) と述べて、反対派住民の主張は、「根拠なし」と一掃されることはなかった。ただ、3度の意見聴取会は、「相対立する主張のいずれか一方の正しさを裏付けるための、決定打とはならなかった」(op. cit., p.98r)。

それに続いて、委員会報告書に関する所見が記されている。第1に工場周辺住民の健康・動植物被害とイエガー工場から排出されるガス・蒸気との因果関係は、否定された。住民の健康被害に関しては、工場に住み込みで働く労働者家族に関する診断書が尊重された。第2に、イエガー工場の近くに立地し、「(煙突から)ガスを排出する多数の他の工場」(op. cit., p.98r)の存在が、被害との因果関係を曖昧にしていると判断した。第3に、科学技術的進歩を信奉するイエガーの見解が、そのまま踏襲されている。進歩主義の代表者であるバイヤー博士の面目躍如である。「工場拡張の完成後の経営は、周辺の住民と植生にとって有害ではなくなっていよう…(認可条件の設定により住民の)危惧する不利益は発生しないと、保証できる」(op. cit., p.98r)。以上から判断する限り、委員会報告書が、決定的論拠とされたように見えるが、実際は、そうではなかった。認可発給に際して設定された5条件をみるとき、その点はただちに明らかになる。

条件1として、有害なガス・蒸気の発生する作業場は、煙突を通じた排出を保証するために、煙突の周囲に集める形で建設すること。条件2として、煙突の高度は60米にすること。これが、その建設に莫大な費用を要するというので、企業家から頑強な抵抗を招くことになる。条件3として、(煙突につながっていない)従来の作業場では、「周辺地域に有毒で迷惑なガス・蒸気を発生しないような物質だけを生産できること」(op. cit., p.98)。条件4として、煙突以外の窓・扉をガス・蒸気の排出目的で設置したり、使用したりすることの禁止である。条件5として、工場廃水に関しては、委員会報告書にあったとおり、砒素含有の有無に応じて処理すること。一方で、イエガー工場と健康・植生被害の間の因果関係を否定しつつも、厳格な認可条件を付すことで、「根拠なしとは考えられない」と判断された反対派住民の主張にも十分応えたのである。

このような両当事者の顔を立てて中間をとった認可発給は、イエガーを憤慨させ、抗告審に踏み切らせることになった。その点は、72年11月26日の抗告書から明瞭に読み取れる ([16])。それに対して反対派住民は、12月19日付けで反論書を提出した ([18])。この史料は、この時期の環境闘争に関する情報の一大宝庫となっているが、その詳細な検討は次の機会に譲り、この場では、イエガーが抗告に踏み切った理由に限って簡単に見ておこう。

第1に、イエガーが怒り心頭に発したのは、委員会報告書が工場の排出ガス・蒸気と健康・植生被

害との因果関係を完全に否定したにもかかわらず、反対派住民の「異議申し立てを根拠なしとは考えられない」と判断したからである。当然、「根拠なし」として、退けるべきだというのである。第2に、認可条件2として設定された60米の煙突建設義務については、2つの角度から鋭く反論した。一つに、双子都市バルメン・エルバーフェルトに立地する化学工場11の煙突高度を見てみると、高度100米のヴェーゼンスフェルト硫酸・ソーダ工場を除けば、40米を超えるものはないことである。。もう一方で、それらの工場と比較して、イエガー工場は、生産規模も小さく排出ガスによる不利益・迷惑の水準も低く、計画中の40米の煙突の建設で十分処理できるという。委員会報告書の補遺においてヴッパー渓谷の地形と関連づけつつ、煙突高度の引き上げによる対応の限界が明記されていたにもかかわらず、この厳しい条件がふされたことに注目したい。第3に、認可条件4に設定された、ガス・蒸気排出のための窓・扉建設の禁止についても、反論している。「労働者の健康への配慮から必要な大量の蒸気を発散する工場の経営は、市内では不可能になってしまう」(op. cit., p.107)と、労働者の健康保護を名目にして、その緩和を要求している。これは、1869年「北ドイツ連邦営業条例」第18条に定められた、労働者の健康保全策の採用義務を逆手にとったものである。「それ(認可条件の設定)には、労働者の生命・健康を脅かす事態に対して安全を確保するために不可欠な要請も含まれている」(BG、1869, pp.249 250)。

73年4月5日商務省は、企業家の抗告を却下するとの決定を下した([19])。この文書は、国王政府による72年11月6日付けの認可発給、それに対してイエガーが提出した抗告書の概要、および抗告審の決定から構成されており、何を拠り所にして決定に至ったのかという肝心な審査経過については一切分からない。いずれにせよ、抗告審は国王政府の認可決定を追認しており、それをもって前半の闘争は終了した。

Ⅲ 後半の闘争 (73年5月~75年4月):証言録の重み

イエガーは、72年2月の認可申請に関して73年4月に商務省の抗告審決定が下されて、国王政府の下した条件付きの認可決定が確定したが、それに従うことなく、73年5月26日に新たな認可申請に踏み切った([20])。「煙突の高度を引き上げるべきとする条件は、膨大な費用と困難を伴って初めて遂行できるので、ここに製法の一部を変更して認可申請を提出する」(op. cit., p.253)とあるように、莫大な費用のかかる60米の煙突建設を回避することが、最大の目的だった。そのために、アニリン青の製法を塩酸法から希硫酸法に変更し、製造工程での塩酸ガス・アニリン蒸気の発生を抑制して、煙突高度を40米まで引き下げようというのである。このイエガーの説明は、委員会報告書の内容を嘲笑うかのように、現行の製法が有害で迷惑なガス・蒸気を排出していたことを認めている。しかし、それはどこ吹く風、3つの理由を挙げつつ「公示免除」の手続きを再度要求している。その論法は、1878年「ドイツ化学工業利益擁護連盟」と相通ずるところがあるので、一瞥しておこう(Henneking、

⁹⁾ 医療評議員バイヤーの上梓した1876年の著書には、「バルメンに立地するヴェーゼンスフェルト化学工場が1873年に 倒産したため、150人以上を雇用するものは、当管区には存在しない」(Beyer, 1876, p.67) とあり、煙突高度の比較材料としては相応しくない。

1994, pp.112 137)。一つに、アニリン青の製法変更は、明白な「近隣住民の迷惑の軽減」につながり、公示免除手続きの採用条件を定めた、「営業条例」第25条の趣旨に合致していることである。科学技術的進歩の成果を誇示している。第2に、今回の変更は、これまでの反対派住民の列挙した問題全てを解決できるような、技術的な性質なものである。第3に、計画の公示によって、これ以上審査手続きの遅れを招きたくないことである。そこでは、同時に高価なヨードの再生法の変更にも言及されており、それが後述のように、抗告審において最後の争点をなすことになる。

それを受け付けた上級市長は、73年7月14日エルバーフェルト実業学校長アルトーペ博士に対して、イエガー工場への立ち入り検査と製法変更の効果に関する鑑定書作成を依頼した([21])。とくに、生産される染料のうち「近隣住民から財産権侵害」に関する苦情が寄せられていたアニリン青について、迷惑拡大の可能性と、40米の煙突によってガス排出の十分な処理が可能か否かに関する鑑定が要請された。イエガー工場では、希硫酸法によるアニリン青生産の実験が実施された。その結果、塩酸法と違って、有毒なガスは発生せず、液体状の硫酸アニリンが出ることが確認された。この実験結果を踏まえつつ、「新規(に申請された)施設は、認可を受けた既存の施設より大きく改善されると確信する」(op. cit., p.259)と述べて、既存の煙突で十分とする鑑定書を提出した。

しかし、事はイエガーの思惑に反して、円滑には進展しなかった。73年7月25日付けで上級市長は国王政府宛に、公示免除手続きの採用に反対する書簡を送った([22])。すなわち、「(公示免除手続きの採用は)計画される変更に対し周辺住民からの異議申し立てが、一般に考えられない場合に、限定すべき」(op. cit., p.140r)というのである。その意見を尊重したのか、それとも有力市民多数を含む反対派住民の数に圧されてか、詳細は不明ながら、73年8月7日に公示免除の要求を退け、通常の手続きによる審査を決定した([23]、[24])。73年8月28日に上級市長は、イエガーの提出した書類・図面の予備審査を、レネップ郡建築官とエルバーフェルト郡医師の2人に委託した([26])。その後、計画の公示は、12月9日まで約3月半もかかり遅れたが、その間に伝来する史料は、遅れの理由を示すとともに、本論にとって興味深い証言を載せているので、簡単に見ておこう。

一つは、公示免除手続きの採否をめぐり、国王政府に判定を仰ぐために送付していた書類・図面一式の返却までに一月以上も手間取ったことである([27]、[28])。次に、73年11月1日付けで郡医師から「経営説明書に、アニリン染料生産の際に発生する蒸気の捕捉方法と、住民に迷惑をかけない運営方法とが欠けている」([29], p.262r)とのクレームがつき、イエガーに修正を求めたことである。イエガーは、11月27日付けで製法変更により塩酸ガス・塩酸アニリンガスは発生しないから、説明は不要との返答を送った([30])。その後、12月1日郡建築官による審査報告が上級市長宛に送られ、ようやく公示の準備が整った([32]、[33]、[34])。そして、73年12月9日官報と新聞紙上に計画の公示記事が掲載された([38])。しかし、公示手続きが遅れたのは、以上のような技術的理由に留まらない。73年12月17日に上級市長から国王政府宛の書簡は、公示手続きが遅れた理由を次のように説明している。一つは、書類の予備審査を担当する郡建築官の休暇旅行による不在である。もう一方が、「最適任の人物が、当地に関する在地的事情に通じないことを理由として、技術的鑑定書を作成したがらなかった。実験段階では、大きな贔屓に陥っていたからである」([41])。名前は挙がっていない

が、エルバーフェルト実業学校長のアルトーペ博士であることは間違いない。アルトーペ博士は、以前の実験結果に関して自己批判し、後には、74年4月18日デュッセルドルフ国王政府の主催する意見 聴取会の「合議団」に専門家として招請され、科学者としての良心に基づき適切な鑑定を行っている。

計画の公示を待ちうけていたかのように、73年12月22日付けで反対派住民から異議申し立て書が提出された([43])。この史料の末尾に掲げられた署名一覧は、83名分伝来しているが、74年2月17日付けの新聞『バルマー・シュタット・アンツァイガー』紙の記事によれば、すでに169名だったことが分かる([52])。この文書では、イエガーによる認可条件違反、排出ガス・廃水による被害の数々、および今回の認可申請の不当性が詳細にのべられており、併せて、下記のように証人尋問を要求さえしている。「署名者の多数は、我々の主張のあらゆる点について宣誓の上で尋問を受ける用意があり、また必要に応じて証人(の証言)により論証することができる」(op. cit., p.276r)。73年12月30日付けで上級市長は、両当事者に74年1月9日開催の意見聴取会への召喚状を発送した([44])。その間、イエガーは、意見聴取会に備えるかのように、12月8日には証人11名から「イエガーの工場から迷惑を受けていない」([37])との趣旨の証言を得ている。それは、74年1月開催の証人尋問会に召喚された11名と同数となっており、同一人物との印象を受けるが、実際は、そうではない。73年12月17日にイエガーが市当局に送付した意見書は11名の証言録を添付しているが、74年1月開催の証人尋問会にイエガー側証人として召喚された人物は、3名に過ぎないからだ([40], p.287: [47], p.329)。

それに続いて、後半の闘争のハイライトをなす意見聴取会と証人尋問会が来る。74年1月16、19日の第1、2回の証人尋問会は、反対派住民の立てた証人の証言に当てられ、予定されていた47名のうち42名が証言した([46]、[47])。1月27日開催の第3回証人尋問会は、イエガー側の立てた証人11名の証言に当てられたが、出頭したのは9名だった。74年1月9日開催の意見聴取会を含めて証人と証言内容をまとめたのが、表6である。以下、そこから読み取れる、闘争勃発の原因や闘争参加者の経済的基盤など環境闘争の諸相を、順次みていこう。

(1) 健康・動植物被害

反対派住民42名が、イエガー工場から排出されるガス・蒸気から受けた迷惑・不利益について証言 した内容から始めよう。

第1に、健康被害に関して証人の四分の三に当たる28人が、証言している。72年10月15日に「公式」の委員会報告書が、健康被害との因果関係を明瞭に否定していただけに、住民の怒りが爆発したともみなせる。これは、2つに大別できる。一方は、前半の闘争の口火を切った72年6月7日付けの反対派住民の異議申立書にも明記されている、イエガー工場そばの道路通行時に受けた被害である([01])。その典型例は、番号05の証人の証言である。「3年来眼病を患っており、医者の勧めに従って、散歩を励行していた。昨年春イエガー工場近くのヴッパー河に架かる橋の上にきたとき、工場から排出される蒸気によって呼吸が苦しくなり、その後回復しなかった…アドラー橋にさしかかったとき、激しい咳に見舞われた。これらの出来事からの教訓として、イエガー工場のそばを通らないだけでなく、少量でも工場蒸気の影響が感じられるアレンシュタイン通りも通らないようにした」([46], pp.313

表6 1874年1月9日, 16·19日, 27日, 証人尋問記録

番号	名前 (所収頁)	住 所	職業、年齢	証 言 内 容
0	73 Dez 8 J側の証言 録 [38] (p.300)			1) イエガー側の10名の証人:ヴァッサー通 りに位置する第3工場から迷惑を受けた ことがない 2) J.A.ボルナー、1869年から73年5月まで ピルグラム所有の家屋に居住:その間、 J工場から迷惑受けず
1	74 Janu 9 意見聴取会 [46] (pp.289 291)			
	1. A.Wever		機械製造工場主	1) いくら払えば工場を売ってくれるか、との挑発的な問いかけ: 」は私的な交渉に委ねるとの解答
	2. Osterroth		レース・リボン 製造工場主	2) J工場は市域全体に危険で迷惑:既存の 認可条件は被害から身を守ってくれず
	3. Pilgram		商人	3) 家族の病気はJ工場の排気ガス・蒸気の 責任である
	4. Osthoff			4) J工場の排出ガス・蒸気により染料が台 無しになる
	5. Molineus			5) 庭園の植物が枯れる:庭畑師ケルナーを 通じて証明
	6. Dehler		肉屋	6) 近所の住民が、J工場のガス・蒸気拡散 を理由として引っ越しせざるを得ず
	7 . Blank			7) 前の土地所有者は染料が台無しになり、 Jから損害賠償を受けた 8) ヴェーヴァーは反対派住民の書面内容を紹介 1. N.G.ベーレ:洗濯物の汚染 2. ネース:共同経営者が、J工場の排出 するガス・蒸気により病気
	8. Jung			9) 彼の工場の職場長が、J工場の排出する ガス・蒸気のため腹痛を起こす
	9. Jäger		染料工場主	10) 病気との因果関係を否定:この点では繰り返し断固否定 1. J 工場から迷惑を受けていないことを11名の証人証言を添えて提出 2. 医師 Beyer, Marx 2 名の診断書を提出 3. 今回の経営拡張は、「わずかばかり残る悪臭を完全に抑制可能」
2	74 Jan 16 第1回 [47]			
01	J.A.Freyberger (pp.309 9r)	Fischertalstr 50	肉屋、70歳 (Dähler の共同 経営者)	 デーラーの前会議における証言: J工場から排出されるモヤのために住民が引っ越しを余儀なくされる その内容を確認:昨年(73)5月にアルテン通り157番地に位置するデーラー所有の家屋に引っ越し その家屋: J工場から約100歩蒸気が妻の呼吸を困難にするほどの迷惑、引っ越しを考えざるをえず この健康に悪い住居からの引っ越しのために、110115マルクの出費をいとわず

経済学研究 第77巻 第1号

番号	名前 (所収頁)	住 所	職業、年齢	証 言 内 容
02	Frau Sandweg (pp.310 310r)	Wasserstr 5	リボン織工 Ernst の妻、30歳	1)72年5月ロー地区から機械製造業者リヒテ所有の家屋に引っ越し:屋根裏部屋は J工場に面する 1.72年11月から4人の子どもが病気: 2人は高熱を発し、数日後に1人死亡 2)最初、マルクス博士、後にバイヤー博士から診察:J工場から排出されるモヤのため危険 引っ越さねば、他の子どもの生命も危険但し、病気の根本原因とは認めず
03	H.Bohlmann (pp.310r 311)	Platzhofstr 13	商人、45歳 (Te v. Meer の 持分所有者)	1) 6週間前から胃カタル: 一日4回通るヴァッサー通りの近くに来ると胃痛がひどくなる 1. ウンターデルナー通に位置する事務所でも酸性臭気: J 工場との距離やの臭気の拡散範囲は不詳 2. 胃カタルのためにグラーフ博士の診察を受ける
04	A.Dencks (pp.311r 313)	Unterdörnerstr 69	庭畑師、29歳	1) 72年春にモリネウス氏の庭園で作業:植物の成長状況をみるために、しばしば訪問発育の遅れを発見 1. J工場がほど近い:そこから排出される蒸気が「葉を枯らしたり、発育を遅らせたりしたと考える」 2. 他の原因もあるかも知れないと考える。 a) 弁護士クランツの庭園では成育の後れない b) モリネリウスの庭園そばの他の工場(ガス・煤):植物の状態とは異なり、影響ない c) J工場の蒸気:体感されるから、植物にも有害であるに違いない
05	J.Langenbert (pp.313 313r)	Paulstr 10	服飾材料製造業 者、38歳	1) 3年来、眼病をわずらい、医者の薦めもあって散歩を励行 1.73年春 J 工場脇を通行したとき、とくに工場近くの橋上で蒸気により呼吸困難に陥る 2.アドラー橋上でも咳に見舞われる:「工場蒸気の影響が少しでも感じられる」アルテン通りも通行しない
06	C.Rahole (pp.313r 314)	Gasstr 50	染色工、40歳	1) 1年前まで染色場所有者オストホーフェンのもとで働く 1. イエガー工場に新煙突ができた2年前頃:「乾燥用垣根の上にある青色に染めた毛織物が、J工場から風が吹くとき、台無しになる」 風が当たる側が染料が落ちて、キツネ色に変色 2. 繰り返し同じことが起こるので、染色場内の乾燥室で乾かす 2) 自宅でも工場の排出する蒸気のため「窓を開けられず」

1872 75年イエガー染料会社と環境闘争:鑑定書・証言録にみる闘争の諸相

番号	名前 (所収頁)	住 所	職業、年齢	証 言 内 容
07	F.Nolz (pp.314 314r)	Blumenstr 45	染色工、45歳	1) 上記のラホーレの証言を確認:J工場から風が吹くとき、乾燥用垣根(台)上の暗青色の製品が台無し 1. その後は染色場の乾燥室に干し、屋外の乾燥台に干すことは、退職することなかった
08	L.Weisswange (pp.315r 316)	Lohergrussen 96	運送業者、39歳	1) ガス通のハウシュタイン所有の住居から引っ越し:J工場から排出されるモヤから被害 1. 東風のとき、「室内と窓の外に置いた花と葉が黄色くなり、枯れて干からびる」 通常、室内で臭気 2. J工場のモヤ:独特の臭気から、他工場のモヤからは明瞭に識別 責任は明確
09	K.Friemann (pp.316r 317)	Bezirk Springen (Paulstr) 25	鉄鋳造所所有者、 29歳	1) 71年5月~72年5月アルテン通のレックス所有の住居(J工場の直ぐそば)に住む 1. 庭園で不快な臭気:部屋に戻らざるを得ず 植物も被害 2. 庭園に干した洗濯物:北風の時「J工場から飛来したモヤにより染み」余所に干さざるを得ず
10	W.Lohnhoff (pp.317 317r)	Bachstr 3	染色工、60歳	1) レックス (上記9参照) と交友、庭園でみたこと:植物被害と洗濯物の染み 1. 庭園の植物被害:J工場の排出する蒸気のせい、「不快な臭気を感じる」 2. 庭園の洗濯物に染み:J工場から飛来したモヤのせい
11	P.Scheidt (p.317r)	Wichelhausberg	庭畑師、48歳	1)73年春レックス(上記9)の庭園の世話のために呼ばれたときのこと 1.J工場から排出される蒸気により被害を受ける:「夕方帰宅できたのは幸運」 2.庭園の植物被害:葉は縮み、開花を妨げられている
12	G.Paffenhof (pp.318 318r)	Neuerweg 1	錠前 (機械) 工、23歳	1) 現在もレックスの作業場で働いている 1. 夏場はJ工場から排出されるモヤのせいで窓を開けられない 2. 夜間に窓を閉め忘れた翌朝:金属に赤い皮膜(錆) J工場のモヤのせい 3. 同僚の一人が、「モヤを吸い込んで吐き気を催したため、仕事を中断」
13 15	F.Oellningrath (p.318r)	Rudorfstr 158	錠前 (機械) 工 (Lex)、25歳	1) 3人揃って、上記12) G.Paffenhof の証言 内容を確認した
	E.Schneider	Laake Ronsdorf	錠前 (機械) 工 (Lex)、19歳	
	O.Hann	Friedrstr 16	錠前 (機械) 工 (Lex)、16歳	

経済学研究 第77巻第1号

番号	名前 (所収頁)	住 所	職業、年齢	証 言 内 容
2	74 Janu 19 第2回 [47]			
16	C.E.Vogel (pp.319 319r)	Auerstr 24	錠前 (機械) 工、36歳	1) 数ヶ月前から R.ユンクの機械製造工場 (J.工場の向かい側約50歩) で働く 1. 工場ではJ工場から発散する悪臭の ために「頭痛に襲われる」 J工場の モヤのせい
17	C.Deulmann (pp.319r 320)	Springerstr 9	石工、22歳	1) 仕事のためJ工場から約100歩の場所を借りている:J工場から排出される蒸気で迷惑 1. 補助労働者も仕事ができなくなる:J工場の蒸気は他工場から鮮明に識別
18	W.Bornefeld (pp.320 320r)	Gasstr 40	法律顧問、40歳	 1) J 工場から排出される蒸気:ウンターデルナーでなくノイヴェーク沿いに流入妻は胸を患い、自分は咳 2) J 工場そばに家屋を購入する計画を断念 3) 「J 工場から黒い液体がW 河に流されるのを見た」 廃水の垂れ流し
19	C.Nedtheuer (pp.320r 321)	Alter-Wasserstr- Ecke	リボン織工、 49歳	1) 東風のとき J 工場から排出される蒸気が 家屋に流入:姉妹共々咳の症状 悪臭の ため窓を開けられず
20	C.Meier (pp.321 321r)	Springerstr 24	技師、30歳	1) ガス通りに位置するレックス所有の住居 の賃借を考えた:レックス氏との営業上 の関係 1.妻の危惧:J工場から排出される蒸 気による迷惑 他の物件みつからず 説得
21	J.P.Hardenberg (pp.321r 322)	Gasstr 2	轆轤師、31歳	1) 73年5 8月ユンク所有の作業場(上記16を参照)で働く: J工場から約50歩の距離 1. 作業場内で蒸気の影響: 吐き気と頭痛、鉄の部品が錆びる 2. J工場そばを通行するとき我慢できない悪臭: ハンカチを口に当てる 3. しばしば、黒い液体がヴッパー河に工場から排出されるのを目撃
22	W.Brockmann (p.322)	Gasstr 52	指物師、19歳	1) 証人八ルデンベルク (上記21) の証言内 容を確認
23	E.Halbach (p.322)	Allenestr 44	指物師、 24歳	1) 証人八ルデンベルク (上記21) の証言内 容を確認
24 25	HPöckler (p.322r) M.Müller	Hohensteinerstr 18 Unterdörnerstr 131	石工、31歳 石工、26歳	1) 石工親方ドイルマン (上記17) の補助 労働者として働いた:彼の証言を確認
26	H.Rute (pp.322r 324)	Hochstr 4	錫工親方、46歳	1)家の内外と事務所で不快な臭気:最初、シュトルマンー・ロート通に立地する化学工場からの飛来を考えた 1.よく観察してみると:J工場から飛来 2.73年秋に切られたばかりの木材の断面が「直ぐに黄色く」変色しているのを見た J工場の蒸気のせい

1872 75年イエガー染料会社と環境闘争:鑑定書・証言録にみる闘争の諸相

番号	名前 (所収頁)	住 所	職業、年齢	証 言 内 容
27	C.Wittmer (pp.324 324r)	Hohensteinerstr 18	大工、18歳	1) J 工場そばのケッセルの建築現場で働いていたとき: 不快な臭気 J 工場から飛来しているとしか考えられず
28	J.Theisien (p.324r)	Wasserstr 7a	錫鋳物工、49歳	1) J 工場から約150歩のところに居住: J 工場の排出する蒸気により「息苦しさと胸部疾患」 1. 室内のカナリアの死亡: 蒸気のせいかどうかは不明
29	A.Münz (p.325)	Allerstr 135	錫鋳物工、37歳	1) J工場そばの散策:排出される蒸気により「それ以上歩けなくほどの迷惑」 1. それぞれ一部は、ヴァッサー通とヴィクトリア通そばのJ工場から飛来
30	J.Weber (pp.325 325r)	Allerstr 4	工場主、31歳	1) J工場から約50歩のところに居住:73年夏 飛来する蒸気のため窓を開けられず 1.物干し場の洗濯物もモヤにより汚れた
31	G.Kuhlmann (p.325r)	Wasserstr 9	石炭商、43歳	1) J工場そばにビルグラムから石炭置き場を賃借している 1. そこでJ工場から排出される不快な臭気を感じた 2. 胸部に不安を感じている顧客には、不快な臭気が我慢できないと説明
32	A.Haldenbach (p.326)	Unterdörnerstr 20	商人、43歳	1) J 工場そばを通るとき、発散される不快な臭気を感じる
33	J.Bredt (pp.326 326r)	Allenstr 169	商人、35歳	1) その庭園はJ工場から2-300歩の距離: 不快な悪臭が耐えられず、立ち去らざる を得ない 1. 室内でも不快なモヤ:首筋と胸部に 痛み
34	C.F.Klein (p.326r)	Unterdörnerstr 43	商人、40歳	1) 風の弱い早朝・夕刻:J工場のそばを通行するとき不快な臭気 他の人々の迷惑と健康被害
35 36	J.Stadler (p.327)	Hohensteinerstr 18	大工、27歳	1) ケッセルの建築現場で働いていたときの (上記27) ヴィトマーの証言内容を全て の点で確認
	A.Siedenbiesel	Springerstr 15	大工、29歳	
37	C.Junghaus (pp.327 327r)	Hochstr 37	轆轤師、37歳	1)数年来、呼吸器系の疾患に悩まされる: J工場側を通行するとき、排出される蒸気のため呼吸困難に陥る
38	A.Holbach (p.327r)	Kuhlerstr 22	指物師、43歳	1) 73年夏ハウシュタイン (08を参照) のもとで働く:J工場から排出される蒸気のため頭痛・吐き気 1. 壁の釘など鉄製品が錆びる
39	R.Diederichs (pp.327r 328)	Gasstr 39	商人、52歳	1) J工場そばを通るとき、発散される不快な臭気を感じる:呼吸器系に悪影響
40	A.Broselmann (p.328)	Flurstr 12	年金生活者、 52歳	1) J工場そばを3 - 4回通行:不快な臭気、 胸に違和感

経済学研究 第77巻 第1号

番号	名前 (所収頁)	住 所	職業、年齢	証 言 内 容
41	T.Schelberger (pp.328 328r)	Barthlomärstr 13	指物師、40歳	1) ハウシュタインのもとで働いていたとき、J 工場から排出されるモヤのため頭痛、錆び
42	P.Cron (pp.328r 329r)	Gasstr 54	リボン織り工、 79歳	1) 73年5月に現住居に引っ越し:妻は胸の不快を訴えてはいたが、J工場の蒸気により完全な病気 1. (医師) リンツ博士の見立て:J工場の蒸気は「妻の病気にとって不健康」 2. 結局、妻は寝付き、73年6月に72歳で死亡:高齢だったが、J工場の蒸気が死期を早める 2) その他の蒸気の迷惑:窓を開けられぬ、窓の外に置いた花が枯れる (廃水垂れ流し) W河川水を利用して眼病 1.「W河の水を使って洗面して、目に焼けるような痛みを覚え、後にも完全には解消せず」
3	74 Janu 27 第3回 [48]			参加者、イエガー:反対派、ピルグラム、ハウシュタインレックス、グレーベル、ヴェーヴァー
	E.Rohleff (pp.332 332r)	Wichelhausberg 146	庭園師、26歳	 1)71年来J工場側のピルグラムの庭園、70年来アルテン通のメーブス、過去20年デッケの庭園で働く 1.後2者の庭園でJ工場の排出するモヤの影響を感じたことはない 2.71年4月末ピルグラムの庭園:種子と植物に被害を与える褐色のチリで被われていた 爆発事故のせい
	W.Kreiderling (pp.332r 333)	Allerstr 150	庭園師、35歳	1)70年以降フーゴーの専用庭園師:Jのアニリン工場から排出されるモヤによる植生被害は発生せず 1.工場から排出されるガスの臭気を迷惑と感じたこともない
	F.A.Borner (pp.333 334)	Allenstr 141	鞍作師、34歳	1) 68年以降4年間ピルグラム氏の家の間借 り人:仕事場はJ工場に面した側にある 1. 工場の排出するモヤから迷惑を受け たことなし:土地購入の希望あるが ピルグラムから拒否される
	F.Schneider (p.334r)	Gasstr 50	指物師、41歳	1)60年以降ヴァッサー通に立地するJ工場の真向かいに家屋所有:賃貸し、時に住むこともある 1.J工場から迷惑を受けたことない、借家人からの苦情をうけず 2.J工場側の居住が、引っ越しの理由になるとは考えられず
	L.Kermann (pp.334r 335r)	Wasserstr	パン屋、27歳	1)71年からJ工場の近くに居住:J工場排出のガスに不快感、ガス工場とヴェーヴァー工場からも同様の迷惑 1.近くの庭園に植えられた樹木:「私の知る限り良好な状態」 2.間借り人からの苦情もない:J工場が隣接することが、借間料を引き下げる原因とはなっていない

番号	名前 (所収頁)	住 所	職業、年齢	証 言 内 容
	E.Jütte (pp.335r 336)	Allenstr	理髪屋、55歳	1) レックスの持ち家の一階を賃借・居住:家族全員がJ工場排出のモヤから迷惑を受けず 1. もっとも、「不快な臭気を発散していない」とは言えない:北風のとき「高い塀によって保護されている」 2. 数年前に、洗濯物に染みができる:72年にはレックス所有の樹木の葉が縮む(自分の庭園に被害はない)
	C.Forten (p.336)	Wasserstr 9	靴屋、35歳	1) 3年間ここに居住:窓の外のベランダに 置いた花は被害を受けず、窓際の鳥も健 康 1.但し、寄宿人が一度J工場に苦情を 言ったことがある
	J.Neuss (p.336r)	Wasserstr 9	指物師、29歳	1) 73年初頭からJ工場の向かいに居住:早朝にモヤが見られることがあるが、迷惑・ 不快感を感じたことはない
	C.Fentini (pp.336r 337)	Attenstr 165	製本師、36歳	1) 現在と以前の持ち家ともJ工場に近い、 その前をしばしば通行:家族ともども迷惑を受けず 1.家とJ工場の間に土地はあるが、建物によって隔てられていない、W河に面した窓からも工場は見える
	後書き (p.337)			1) 反対派の指名した証人からの今後の意見 聴取は企業家」から拒否された:これま での尋問で十分との判断 2) その代わりに企業家」は証拠として3点 の書類を提出

(注) 略号 J イエガー、W ヴッパー

313r)。もう一方は、住居が工場そばにあり、絶えず排出ガス・蒸気に晒されることから発生する健康被害である。その典型例は、番号02の証人の証言である。先に紹介したように、子供4人が罹患し、そのうち1名が死亡している。そこまで症状が悪化するのは例外だとしても、咳・呼吸困難や吐き気が多数の証人からうったえられている。

それに次いで証言が多いのが、営業や作業場での労働に対する直接・間接の影響についてであり、14名と全体の三分の一を占めている。代表例を2つ紹介してみよう。一つは、番号06の証人の証言である。「1年前までウンターデルナー通り34番地にある染色場所有者のオストホーフェンのもとで染色仕事に従事していた。2年前にイエガーが新しい煙突を建設した頃、イエガー工場の方向から風が吹くとき、青色に染めた毛織物が、乾燥用の垣根の上で台無しになっているのに気がついた。風の当たる側の染料が落ちて、製品はキツネ色に変色した…(繰り返し同じことが起こるので)やむなく、製品を染色場内の乾燥室で乾かすようにした」(op. cit., pp.313r-314)。もう一方は、番号12の証人の証言である。「現在も(機械製造工場主)レックスのところで働いている…夜間、仕事場の窓が閉め

られていない日の翌日に、光る物 (金物) に赤い皮膜ができていて、すぐ磨かざるをえなかった。それは、イエガー工場からの排出のせいである…また、同僚の P.コールが、イエガー工場の排出ガスを吸い込み吐き気を催したので、工場における仕事を中断せざるをえなかった」(op. cit., p.318)。 工場内の機械・装置部品の錆発生と、排出ガスによる健康被害のための作業中断が述べられている。 そのいずれか一方の被害は、ユング工場やハウシュタイン工場や石切場についても指摘されている。

第3に、庭園や室内の植生被害についてであり、8例を数えている。これも、委員会報告書において因果関係が否定されていたが、番号08の証人の証言は、それに反証を提供している。「昨年5月に、それまで7年間住んでいたガス通り54番地(J工場の近く)にあるハウシュタインの住居から引越した。元の借家で窓をあけていたとき、繰り返しひどい目にあった。東風が吹き込むとき、室内と窓の外に置いていた花とその葉が黄色くなり、落ちてまばらになって干からびた…イエガー工場の排出するモヤは、特異な臭気を放っており、他の工場から出るモヤからは容易に区別できるので、(それが原因であるのは)間違いない」(op. cit., p.316)。番号28の証人も「カナリアの死」を証言しており、72年7月9日開催の第2回意見聴取会におけるローラントの証言と重なることを指摘しておきたい。

第4に、個人の財産被害についてである。工場の排出するガス・蒸気モヤ(臭気)による洗濯物の汚れと、住環境の悪化によって余儀なくされた、引っ越しや住宅購入の断念とからなっており、7例を数えている。その典型例は、番号01の証人の証言である。「昨年5月に私は、イエガー工場から約100歩のところに位置するデーラー所有の家屋に越してきた。そこから排出される蒸気は、私と妻にとって大変な迷惑だったので、6-7週間後には早くも再度引っ越しせざるをえなくなった」(op. cit., p.309)。

第5に、工場廃水についての証言が3例ある。番号18、21の証人は、「私は、イエガー工場から黒い液体がヴッパー川に流されるのを目撃した」(op. cit., p.320r) と、廃水の垂れ流しを証言している。1863年6月30日に国王政府が発給した認可文書には、条件2としてヨード分離後の溶液の濃縮義務と併せて、ヴッパー河・地中への投棄の禁止が定められており、明らかに認可条件違反である(田北, 2009, p.51)。もう一方は、番号42の79歳と最高齢の証人による健康被害に関する証言である。「引っ越して数ヶ月の頃、私は一度ヴッパー河の水を使って洗顔した。その結果は、直後から目に焼けるような痛みを覚え、後にも完全には解消しなかった」(op. cit., p.329r)。

それに対して74年1月27日開催の第3回証人尋問会は、企業家側の証人の証言に当てられた([48])。 既述のように、召喚されたのは11人だったが、証言したのは9人だけだった。そのうち最大の6人が 言及したのが、健康被害についてである。反対派に属するレックスの家屋の一階を賃借している番号 の証人は、「家族全員が、イエガー工場の排出するモヤによってひどい目にあったことはない」 (op. cit., p.335r) と証言している。次に証人5名は、植生被害の発生自体を否定している。イエガー 工場の真向かいに住む番号 の証人は、「私は、美しい花を窓の外に出しているが、一度も被害にあっ たことはない。また、室内の窓際で飼っている鳥も、いつも健康である」(op. cit., p.336) と、動植 物被害の発生を退けている。番号 の証人は、工場から発散する臭気がほとんど感じられない理由と して、「高い塀」の存在を挙げ、企業家による適切な予防措置にさえ言及している。 しかし、これら企業家の立てた証人の証言は、迷惑の存在を全面否定しているわけではない。これは、表6にあって 印で表示しているが、半数近い4名に当たる。代表例を挙げれば、企業家の予防措置にさえ言及した番号 の証人も、「不快な臭気を発散していないと主張するつもりはない」(op. cit., p.335r) と述べ、洗濯物の汚れやレックスの庭園に植えられていた樹木の被害を証言している。番号 の証人も、「イエガー工場の排出ガスの臭気は時として不快だが、ガス工場とヴェーヴァーの工場など近くに位置する工場から同じような迷惑を被っている」(op. cit., pp.334r 335) と、迷惑の存在自体を否定してはいない。これらの証言は、反対派の主張する健康・植生・財産被害の全てにわたっている。

(2) 質疑応答:両当事者の関心事

74年1月に3回開催された証人尋問会に関する証言録から読み取れる情報は、迷惑・被害の内容とイエガー工場の発するガス・蒸気・廃水との因果関係の理解にとどまらない。両当事者の立てた51名の証人のうち、11名につき相手側から質問が寄せられており、それに対する回答が載せられている。それをまとめたのが、表7である。反対派住民側の証人に対するイエガーの質問は、1月16日開催の第1回に集中しており、論駁の意思をもって臨んだ企業家の意気込みが伝わってくるようだ。

最初の2人の証人は、子供一人の死亡を含む健康被害に関わっていたので、因果関係を鋭く問題とした。番号01の証人の挙げた配偶者の呼吸困難の原因としては、肉屋の共同経営者の仕事場から排出されるモヤの可能性を指摘したが、証人から否定された。また番号02の証人の述べた子供の発熱と死亡の原因として、不潔な住宅事情の可能性を指摘したが、医師から指導を受けたことはないと、かわされた。

次に、植生被害について発言した2人の証人、特に数カ所の庭園管理を任されている番号04の庭畑師の証言は、場所によって被害の有無が鮮明に分かれていただけに、企業家の質問も執拗だった。反対派住民モリネウスの庭園の植生被害は、他の工場のでなく、イエガー工場の排出する蒸気に起因すると断定した、その一方で、イエガー工場から150歩しか離れていないクランツの庭園では被害が確認できないからである。企業家の問いに対し証人は、工場とクランツの庭園の間に長屋が挟まっていて、蒸気の流れが処断されるためだと答えた。それを受けてイエガーは、広い空き地もあるので、長屋という障害物の存在のせいにすることはできないと、さらに追究した。証人が答えに窮したのをみたのであろうか、反対派住民は、風向きの影響を指摘して助け船を出した。番号11の証人である庭畑師も、反対派住民のレックスの庭園における植生被害をイエガー工場の排出するガスに帰していただけに、別の原因の可能性を質問した。しかし、霜の害は考えられないと、退けられた。なお、番号12の証人が、工場の排出するモヤによる労働中断と部品の「赤い皮膜」被害を述べたことに対して企業家は、皮膜の中身を質問し、錆との回答を得た。したがって、イエガーは、住民側の主張する被害の全てにつき因果関係を問題としている。

他方、企業家側の立てた証人に対する反対派住民の質問は、既述のような本音を引き出す上で大きな役割を演じた。いやそれだけではなく、証人たちの環境闘争との関わり方についても情報を提供し

表7 1874年1月9日、16・19日、27日、証人尋問における質疑応答と新証人の召喚要求

番号	名前 (所収頁)	住 所	職業、年齢	証 言 内 容
2	74 Janu 16 第2回 [47]			
01	J.A.Freyberger (pp.309 9r)	Fischertalstr 50	肉屋、70歳 (Dähler の 共 同 経営者)	73年5月にデーラー所有の家屋に引っ越し:健康被害(妻の呼吸困難)への危惧から引っ越し 企業家からの4つの質問 引っ越し理由と費 用について 1. 引っ越しの理由は個人的事情からではないのか 回答は否 2. デーラー氏の肉屋から出るモヤによって 迷惑を被っているのではないのか 回答 は否 3. 医者の診察をうけたことがあるのか 回 答は否 4. 引っ越し費用に関する特別な質問:年賃 貸料100マルク、残りの契約期間分とし て45マルクを支出
02	Frau Sandweg (pp.310 310r)	Wasserstr 5	リボンエ Ernst の妻、30歳	J工場に面する屋根裏部屋に引っ越し: 2人子供の発病と一人死亡、医者の診断ではJ工場のモヤに原因企業家の質問と回答 健康被害について1.バイヤー博士の見立て:一度しか来たことなく、住居の劣悪な状況との発言はない2.72年11月から病気だったが、医師の診察をうけるほどではなかった:マルクス博士は3度来た
04	A.Dencks (pp.311r 313)	Unterdörnerstr 69	庭畑師、29歳	72年春にモリネウスの庭園で作業:植物被害 (葉の枯れと発育の遅れ)、原因は断定できず (他の庭園の状況) 企業家の質問と回答 植物被害 (他の庭園で 被害なしとして、因果関係を否定) 1.クランツの庭園はJ工場から約150歩の 距離でも蒸気の被害なし:工場とクラン ツ庭園の間には Altenstein 通りが挟まっ ている クランツ庭園・工場間に2つの 長屋と70 77番地の空き地がある 2.風向きの影響:主要な風向きはモリネウ ス庭園であり、クランツ庭園ではない 3.植物にある被害:煤や他の物質から成る 「皮膜」 モリネウス庭園の西側の葉に 付着
	J.Wiesenhöfer (pp.315 315r) F.Laut S.Jung		元 J 工場労働 者への尋問の試 み	1) A.Wever による 3 人 (J.工場で働いた経験) の証人喚問の要請:以下の 5 点 (Jの認可条件違反) に関する質問予定 1.3基の釜が設置されている工場の新しい場所で働いたことがあるか 2.40メートルの煙突、ないしそこに通ずる部屋で働いたことがあるか

番号	名前 (所収頁)	住 所	職業、年齢	証 言 内 容
				3. 認可外の倉庫で働いたことがあるか 4. 夕刻に工場から廃棄物をヴッパー河に流し、翌朝には消えるようにしたことがあるか 5. 高圧の巨大な装置が、安全措置を講ずることなく設置されていたか 2) 議長役を務める警察顧問官フォイクトの意見:今回の問題に関わりないとして、別の聴取会の調査に委ねる 1. ヴェーヴァーの意見:この証言記録の写しを残し、その聴取会が終了するまで、この意見聴取会を中止するよう 2. 議長から拒否された
11	P.Scheidt (p.317r)	Wichelhausberg	庭畑師、48歳	73年春レックス (証人番号、09) の庭園の管理、J工場蒸気の被害 (葉が縮み、花が枯れる) 企業家の質問への回答 J工場からの臭気は強くなかったが、植物被害は「夜間の霜」のせいではない
12	G.Paffenhof (S.318 318r)	Neuerweg 1	錠前 (機械) 工、 23歳	現在もレックスの作業場で働いている: 鉄製部品の錆び、モヤによる吐き気で作業を中断企業家の質問に対する回答: 鉄の赤い皮膜は、 鉄錆である
2	74 Janu 19 第2回 [47]			
				A.Wever の発言:宣誓の上での証言は、法に反しており、止めるべき(それに対する議長の所見は載せられず)
	Kronenburg (pp.320r:324)			3時に召喚されていたが出頭せず、4時15分に来てWeverが尋問を要求したが、議長から拒否
	Brockmann			3時に召喚されていたが出頭せず
	Wirke (p.321)			反対派の指導者 Wever から意見聴取会に召喚されていない Wirke を証人に立てるよう要請:議長は却下
	C.Freund (p.328r)	Bogenstr 1	工場主、25歳	Wever からの申し出: Wiesenhöfer, Jung (15/16)、Haan (23) の証言内容の確認を要請、議長が却下
3	74 Janu 27 第3回 [48]			参加者、C.Jäger:反対派、Pilgram, Haustein, Lex, Grebel, A.Wever
	E.Rohleff (pp.332 332r)	Wichelhausberg 146	庭園師、26歳	J工場側のピルグラムの庭園他で長く作業: ピルグラムの植生被害は爆発事故のせい、他 は迷惑なし 反対派の質問への回答 71/72年 P 庭園に行っ たが順調、モヤの人体への影響なし。但し、 悪臭の迷惑はあり

経済学研究 第77巻第1号

番号	名前 (所収頁)	住 所	職業、年齢	証 言 内 容
	F.A.Borner (pp.333 334)	Allenstr 141	鞍作師、34歳	4年間ピルグラムの家の間借り人:仕事場は J工場に面しているが、迷惑なし 反対派の質問への回答 洗濯物染み、爆発事故 1. ボルナーの妻の苦情:「Pの庭園に干した洗濯物が煤で汚れる」 2. 数年前(71年4月)爆発事故の結果、植物に被害:それを除けばモヤの有害な 3. P氏はJ工場に植生被害の原因:リンゴの木はレックス工場との中間に位置し、「原因の取り違え」と考える 4. 土地売買をめぐる交渉:Pは2万マルク、ボルナーは1.4万(個人的恨みからの証言ではとの疑念か?)
	F.Schneider (p.334r)	Gasstr 50	指物師、41歳	J 工場の真向かいに家屋所有:賃貸し、時に住むこともあるが、借家人も含め迷惑なし反対派の質問への回答 W川沿いの立地の適否 1. W 河畔に立地しない方が良いと意見を述べたことがあるが、それに苦情を寄せたことはない 2. A.Wever の数年前のボイラー爆発事故を知っているかとの問い この尋問会とは無関係として回答拒否
	L.Kermann (pp.334r 335r)	Wasserstr	パン屋、27歳	J工場の近くに居住:時にはJ工場排出のガスに不快感、ガス工場とヴェーヴァー工場からも同様の迷惑 反対派の質問への回答 不快な臭気と迷惑 1. リーベルト博士の書類 (J工場の悪臭はあるが、迷惑を受けていない内容) に署名 後に署名撤回を要求
	E.Jütte (pp.335r 336)	Allenstr	理髪屋、55歳	レックスの持ち家を賃借:家族全員がモヤから迷惑を受けないが、不快な臭気と洗濯物の染み 反対派の質問への回答 植物被害の原因 1.レックスの樹木被害について:(J工場の被害でない証として)昨年、J工場との境界側にブドウの木を植える
	J.Neuss (p.336r)	Wasserstr 9	指物師、29歳	J工場の向かい側に居住:早朝にモヤが見られることがあるが、迷惑・不快感を感じたことはない 反対派の質問への回答 洗濯物の染み 1.洗濯物に黒い染みができたことがある: 近くに立地する工場のいずれに責任があるかは不明

ている。番号 の証人については、工場がヴッパー河畔に立地することから、おそらく廃水の垂れ流しを危惧した経験をもつことが、明らかにされた。また、番号 の証人は、工場から悪臭あるモヤが発散しているが、迷惑を受けてはいないとの主旨の書類に一度は署名をしたが、後にその撤回を要求したことが分かった。いずれも心底イエガーの経営態度を是認しているのかが、問題とされている。番号 、 の証人の証言からは、化学工場の爆発事故による近隣の植生被害が明らかにされている。

(3) 新規の証人召喚の試み

74年1月の証人尋問会に関する証言記録から読み取れる情報は、以上の2点にとどまらない。尋問会において文字通り反対派住民の代表者として活動したヴェーヴァーは、折を見て様々な要求を出したり、意見を述べたりしており、そこから興味深い情報を読み取れるからだ。それは、表7に 印を付して表示している。

1月16日の第1回の証人尋問会において番号07の証人の証言が終了した後に、次のような申し出で があった。「ヴェーヴァーは、そこに名前の挙がった3人の証人を紹介して、以下の5点に関する意 見聴取を申請した」([46], p.315)。その質問内容から判断する限り、いずれもイエガー工場の元労 働者だったと考えられる。作業現場の声を聞くことで、既設の認可条件に対する様々な違反や安全措 置義務の不履行を糾弾する狙いを持っていた。問1、3基の釜が設置されている新たな作業場で働い たことがあるか。問2、40米の煙突のそば、ないしそこに通ずる部屋で働いたことがあるか。問3、 認可を受けていない倉庫で働いたことがあるか。問4、夕刻に工場から廃棄物をヴッパー河に流し、 翌朝には消えるようにしたことがあるか。問5、高圧の装置が、安全措置を講ずることなく設置され ていたか。製造工程で発生するガス・蒸気は煙突経由で、そして廃水は浄化槽経由で排出されていた か、それを実施するような作業場配置になっていたのか、爆発事故発生の原因として安全措置義務違 反があったのではないのか、などの証言を引き出すことが、意図されていた。しかし、この要求は、 議長役を務める警察顧問官のフォイクトから棄却されてしまった。既述の反対派住民の反論書も述べ ていたように、労働者は「糧主」(雇用主) への配慮から真相を漏らさない傾向があるためか、元労 働者が証人に選ばれていた。労働者自身が、化学工場の現場で発生した事故や有害物質の投棄など生々 しい状況を語った事例は、1870年にはまれにしか伝来していないので、証言の機会が与えられなかっ たことは、残念である¹⁰。

それ以外に1月19日開催の第2回証人尋問会でも、ヴェーヴァーの積極的活動が見られる。まず、 開会冒頭に証人の証言に法的責任を負わせる、「宣誓」形式を法に反するものと述べ、変更を要求し た。それに対する議長フォイクトの発言は、残念ながら載せられていないが、証言録の形式に変更が

¹⁰⁾ その希有な例に属する、1873年アーヘン近郊のヴュルゼレン村に立地する M.ホニクマン所有のソーダ工場で働く労働者の証言を紹介しておこう。「昨年の謝肉祭直前、私は (企業家) ホニクマン氏と二人だけで工場内で作業をしていたとき、一つの装置の栓がはずれた。ホニクマン氏の命令を受けて私は手で隙間を塞いだ。しかし、私は悪臭に耐えられなかったので、木で隙間を塞ごうとして手を離して作業場から出た。ホニクマン氏が自分で隙間を塞ぎ、私に「馬鹿者、なぜ手を離したのか」とどなった。私は、悪臭から逃れるために工場から走りでて、ホニクマン氏もそれに続き、家に飛び込んで、冬コートを羽織って出てきた。翌日、ホニクマン氏は病気になり、数週間は (職場に) 現れなかった」(Henneking, 1994, p.196)。それ以外に有害廃水の地中投棄についての証言も寄せられている。

ないことから、却下されたと思われる。次に、3時に召喚されてながら欠席した証人2名のうち、午後4時15分に出頭した1名につき、証言機会の提供が要求されたが、これも退けられた。最後に、新たな証人を立てるための2度の要求も棄却された。

第3回の尋問会の最後に、欠席・遅刻者の証言が反対派住民から再度要求されたが、企業家から「これまでの証言で十分事実関係の調査は尽くされた」([48], p.337) と反論されたことともあって、拒否された。この表現から判断する限り、住民の証言は、法的に大きな影響力をもっていなかったような印象をうけるが、その当否については、後に立ち返ることにする。

(4) 証人の職業:産業都市の社会経済構造の反映

74年1月16、19、27日に開催された3度の尋問会に出席し、証言した人物については、既述のように、証言録の冒頭に氏名、住所、年齢と並んで職業も記載されていた。また、イエガーの立てた証人11名については、欠席した2人を含めて、1月16日作成の証言録の末尾に姓名と職業名が記載されている([47], p.329r)。他方、「住民の迷惑を証明するために反対派(が立てた証人)」の欄には、46名の氏名が列記されているだけで、職業名は欠けている $(op.cit.,p.330)^{11}$ 。ただ、証人尋問会の途中で反対派住民のリーダーであるヴェーヴァーが、新たに証人に立てることを要求した6名の人物のなかには職業名が分かるものがある(表7の 印)。企業家による認可条件違反を証明するためにヴェーヴァーが呼んだ3人は、明らかにイエガー工場の元労働者である。また、3人の証言内容を確認するために呼ばれたフロイトについては、住所、年齢と職業が書かれており、業種は不詳ながら工場主だったことが分かる。

それに先行して74年1月9日に開かれた意見聴取会に参加した反対派住民8人とイエガーについても、証言録や他の史料から職業が判明する者がある。第一期から環境闘争のリーダー役を担当しているオスターロートとピルグラムは、それぞれリボン・レース製造工場主と商人・不動産所有者であることが知られている(田北,2009, p.57)。また、オストホーフは番号06の証人の証言から染色業者であることが、デーラーは最初の証人の証言から肉屋であることが、そしてユングは番号16の証人の証言から機械製造業者であることが、分かっている。この時期の環境闘争にあって文字通りのリーダー役を果たしたヴェーヴァーが、機関車製造も手がけたことがあるバルメン最大の機械製造業者だったことは、研究文献からも明らかにされている(Hoth,1974, p.179)。従って、8人中6名について職業が判明しているが、モリネウスとブランクの2名の職業については、残念ながら手がかりがないで、それら反対派住民の代表格の8名、住民側の証言をした証人42名、それにヴェーヴァーが新たに立てようとした証人6名を加えた計56名、および企業家側の証人11名にイエガー本人を加えた12名の合計68名に関して、職業を分類してまとめたのが、表8である。ただ、職業名に注目して、当該人物を小営業と労働者とに分類する作業は、必ずしも容易ではない。特に、錠前師 Schlosser と呼ばれなが

^{11) 47}名のうち23番目の証人の氏名欄が空白になっている。

¹²⁾ ホトの見解に従えば、モリネウスは絹製造業者、ブランクは第2世代が産業から手を引いた家系に挙げられているが、個人情報はなく確認できない (Hoth, 1974, pp.94 101)。

衣め	18/4 =	F証人(り 職業	一克
	Į.	粉		立仅

部門	人数	部門	人数
(1) 工場主		13. 理髪屋	1
1. 機械製造業	2	14. 製本師	1
2. 鉄鋳物業	1	15. 庭畑師	4
3. リボン・レース製造業	1	(小 計)	28
4.染色業	1	(3) 商業	
5. 化学工業	1	1. 石炭商	1
6. 職種不明	2	2. 野菜商	1
(小 計)	8	3. 運送業者	1
(2) 小営業		4. 職種不明	6
1. 肉屋	2	(小 計)	9
2. パン屋	1	(4) 労働者	
3. 錫鋳物工	3	1. イエガー工場	3
4. 錠前師	1	2. 染色工場	3
5. リボン織工	3	3. 機械製造工場	8
6. 服飾材料	1	4. 職種不明	3
7. 指物師	2	(小 計)	17
8. 轆轤師	1	(5) その他	
9. 大工	3	1. 法律家	1
10. 石工	3	2. 年金生活者	1
11. 靴屋	1	(小 計)	2
12. 鞍工	1	(6) 不明	6
		(合 計)	68

(注) 1874 Janu 9,16,19,27の証人一覧のうち、実際に証言を行った反対派50人、J側10人に、Wever が証人に推薦して拒否された6人、J側の欠席した証人2人を加えたもの。

らも、レックスの経営する機械製造工場で働く、番号12 15の証人 4 名は、「仕上工」を意味することから熟練労働者に振り分けた¹³⁾。同じように、番号16、21 23の証人 4 名は、錠前工、轆轤師および指物師の職名ながら、ユングの機械製造工場で働いていることから、同じく熟練労働者に分類した。番号06、07の証人 2 人も、染色場所有者オストホーフェンのもとで働いていることから、労働者に振り分けた。以上とは対照的に、番号24、25の証人 2 人は、石工として番号17の証人の石材加工場で働いているが、職種から判断して小営業に分類した。

この時期双子都市バルメン・エルバーフェルトは、「西部ドイツ最大の産業都市」と呼ばれていたが、証人の職業名には資本主義的階級関係の確立期の特質が反映されているようだ。その場合でも、工場主8名と工場労働者17名を併せれば25名と、小営業と肩を並べていた。この環境闘争では、工場の排出するガス・蒸気の植生被害が争点となっていた関係から、庭畑師4名が証人として召喚されて

^{13)「}訳語」の選択に際しては、熊本学園大学の幸田亮ー教授から適切な助言をいただいた。記して謝意を表したい。

おり、その数を差し引けば、工場主・労働者数は小営業を上回っていることを、忘れてはならない。 したがって、職業構成には、バルメンの経済社会構造が反映されていたことを確認しておきたい。

(5) 意見聴取会・証人尋問会の大きなウェート

74年1月の意見聴取会・証人尋問会は、その後の審査にとってどのような影響を与えたのだろうか。まず、指摘しなければならないのは、上級市長・市議会を挙げた工場拡張計画反対キャンペーンに大きく弾みをつけたことである。74年1月29日付けで上級市長は国王政府宛に書簡を送り、化学工場の市外移転の意向を伝えている([49])。その後、2月17日には市議会に特別委員会を設置して、イエガー工場の都市・住民への影響の調査を開始している([52])。他方、イエガーも、2月2日付けの国王政府宛に書簡を送り、被害の誇張と一部市民による扇動とを指摘し、同時に市議会による調査委員会の設置とそこに至る審議の不公正さを糾弾している([50]、[54])。ただ、この問題は、鑑定書・証言録の分析に照準を合わせた本論の射程を大きく超えるので、別の機会に扱うことにする。

そのような反対派住民と市当局の連携したキャンペーンを見て、国王政府も反対派住民の声を無視できないと判断した。74年3月3日付けで国王政府は、上級市長に書簡を送り、反対派住民の氏名と住所を記した一覧表の作成を依頼した([55])。その完成を待って3月30日付けで169名の反対派住民に、4月18日にデュッセルドルフ国王政府庁舎の大会議室において開催される意見聴取会への召喚状を発送した([60]、[61])。後半の闘争も、ようやく佳境に入ってきた。その間、2月半ばにイエガー工場周辺の泉の水質汚染に関する苦情が多数寄せられたため科学的調査が実施され、一時泉の使用禁止措置がとられたりした([51]、[57])。それが解決するには、6月初旬を待たねばならなかったが、その調査を担当したのが、アルトーペ博士だったことを指摘しておきたい([69]、[70])。

ところで、74年4月18日の意見聴取会にあって実質的な運営にあたる「合議団」の構成が目を引く。 医療評議員のバイヤー、建築顧問官のブルンスと並んで「専門家」としてアルトーペ博士が加わって いたからだ([62])。反対派住民のうち出席したのは、リーダー格のヴェーヴァーやピルグラムなど 12名で、イエガーは弁護士とケルン出身の化学者を同伴していた。審議は政府顧問官のブランケを議 長役として進められ、両当事者がそれぞれの立場を主張して、議論は平行線を辿ったため、判断は 「合議団」に委ねられた。結局、「異議申し立ては、根拠あるものと考えられる」(op. cit., p.345)と して、アニリン青の製法変更を理由に煙突高度を40米におさえるという新規の認可申請は棄却された。 その判定の基準に据えられたのは、専門家として参加していたアルトーペ博士の鑑定結果に他ならな かった。その内容は、次の7点に要約できる。

第1に、拡張計画のある工場ではアニリン青のみならず、アニリン紫・緑も生産されており、製法の変更は、部分的な改善を生むにすぎない。

第2に、アニリン青の製法変更によって塩酸ガスの発生は抑制できるが、「悪臭を放つ迷惑なガスの排出を完全には遮断できない」(op. cit., p.344r)。

第3に、申請された希硫酸法は、大規模な使用例がなく、まだ実験段階に留まっている。

第4に、73年5月の新規の認可申請以来、新製法の有効性を論証して見せる時間的余裕があったに

もかかわらず、それを採用した形跡がない。「施設・装置に特別な変更を加える必要のない新製法を使って、当局と多数の反対派住民との寄せる主要な苦情の原因を除去できたはず」(op. cit., p.344r/345) と、企業家の誠意のなさも鋭く問題としている。

第5に、アニリン紫・緑の製造時に「迷惑で刺すような臭気が発生する」(op. cit., p.345)。

第6に、個々の染料の製法に応じて、詳細な判定を下すべきである。

第7に、アニリン青の製法変更によって、「周辺住民のガス・悪臭による迷惑を完全に除去できるとは判断できない。現地の状況に鑑みるとき、60米の煙突の建設は不可欠だと見なせる」(op. cit., p. 345)。

最後に挙げられた総括的な文章が、この鑑定結果を雄弁に物語っている。イエガー工場において生産されている染料すべてを視野に収めることで、アニリン青の製法変更のもたらす改善効果の限界を浮き彫りにして、72年11月の国王政府の設定した認可条件を不可欠だと確認したのである。科学者の良心に基づき、製品全体を考慮した包括的な鑑定結果である。おそらく、企業家寄りの委員会報告書の作成者であり、この合議団の一員でもあった医療評議員のバイヤー博士も、この鑑定結果を突きつけられては、反論の余地がなかったと思われる。この合議団の判定を踏まえて、74年5月7日付けで国王政府は、同一内容の文書を作成し、両当事者に送付した([65])。証人の証言した健康・動植物・財産被害との因果関係は、認められたのである。

この国王政府の決定を待ち受けていたかのように、ガス・蒸気排出のための煙突利用に関する認可条件違反をめぐる苦情が反対派住民から提出されて、調査が行われた([66]、[67]、[68])。危機感を募らせたイエガーは、6月6日付けで商務省宛に抗告書を提出して、第2ラウンドの抗告審が始まった([71])。イエガーの主張は、製法変更が科学技術的成果の導入により住民の利益に適うこと、今回の決定はイエガー会社を一種のスケープゴートにしていること、環境闘争は少数の扇動者が自己利害のために企てたこと、などの諸点に要約できる。これに対して、ヴェーヴァーとピルグラムをそれぞれの指導者に仰ぐ反対派内の2グループが、反論書を提出した。それらは、1864年の認可発給時の係争にまで遡及しながら、公示免除手続きの採用と認可条件違反の続発を告発する内容となっていた([73]、[74]:田北、2009、pp.62 69)。今回は商務省も、早々にイエガーの抗告を棄却する趣旨の決定を行った。この点は、74年8月4日付けで商務省が医療評議員バイヤーに送った書簡から読み取れる([76])。

しかし、それで闘争が、終結したわけではなかった。おそらく、商務省が独自に科学的鑑定を委託していたアヘンバッハ博士から、74年11月1日付けで申請されていたヨード再生法とその改善効果に関する問い合わせが、あったからである([77])。この問い合わせを受けた国王政府は、念を押す意味から、上級市長経由で2つの反対派グループの意見を求めた。いずれもアニリン染料生産にとってヨード再生法の変更は第二義的であり、煙突の高度を左右できる性質の問題ではないとして一掃した([80]、[81])。その回答を踏まえて国王政府は、75年3月4日付けで商務省宛に回答を送り、ヨード再生が高価な原料の回収を目的とした副次的工程であることを再確認した([82])。75年4月商務省も、それを追認して、73年5月に始まった後半の環境闘争は、決着を見たのである([83])。

むすび

本論は、1872 75年都市バルメンに主力工場を構えるイエガー染料会社をめぐって発生した環境闘争を例にとり、一対の課題を追究することを、その狙いとしていた。一方は、1845年プロイセン営業条例による事前営業認可制の導入の狙いに関する相対立する所説 ― 「住民保護」(ミーク)か「産業保護」(ブリュッゲマイアー)か ― を、独自の指標を設定して検討することであった。企業家の認可申請を契機に発生した環境闘争の行方を左右する要因として、住民(被害者)の証言と専門家の作成した各種の科学的鑑定書との相対的重要度に着目しつつ考察した。もう一方は、イエガーの主力工場がデュッセルドルフに移転した後に発生した1875 77年の環境闘争を、この地方の最も典型的な例と捉えるヒュッテンベルガーの所説について、彼の挙げた5つの特徴の当否を問いつつ批判的検討することであった。この一対の課題に対して、本論では、認可権闘争を前半(1872年2月~1873年4月)と後半(1873年5月~1875年4月)とに分け、それぞれを特徴づける鑑定書・診断書と証人証言録を中心に分析することで、闘争の諸相を明らかにしてきた。その際、これまでの接近手法を踏襲し、住民、企業家、政府(中央・自治体)間の関係の変化をゲーム・ルールとなる法制度や社会経済的状況の変化と関連づけつつ追跡した。最後に、これらの課題に解答を与えつつ、検討結果を要約することで、結びとしたい。

まず、前・後期の闘争の双方にあって企業家は、1861年「認可法」が導入した公示免除の審査手続 きの採用を要求したが、それは退けられた。その限りで、1872 75年の環境闘争は、それに先行する 1864 1872年の闘争とは明瞭に区別され、認可制度のもつ「住民保護」の性格が際だつことになった。 第2に、前半の闘争には、両当事者の依頼を受けた専門家の作成した様々な鑑定書(診断書)が提 出され、ヒュッテンベルガーの言う鑑定書合戦の様相を呈した。その審査を担当した国王政府(「合 議団」) は、いずれか一方を正しいとは決められないと判断して、医療評議員のバイヤー博士を責任 者とする委員会に工場の立ち入り検査と鑑定書の作成を依頼した。その最終決定は、一見する限り、 公式の委員会報告書に依拠して、工場から排出されるガス・蒸気・廃水と住民の健康・動植物被害と の因果関係を否定したかの印象を受ける。しかし、実際には、そうではなかった。国王政府は、反対 派住民の異議申し立てを「根拠なしと」は片付けられないと述べ、委員会報告書の科学的所見を上回 る厳しい条件を設定して認可決定を行った。したがって、冒頭で紹介した1899 1910年ヘルマン製鉄 所と不動産所有者との係争に際して、ラント裁判所の採用した判断基準と完全に重なり合っている。 すなわち、役人の作成した「公式の鑑定書」を鵜呑みすることなく、工場の排出する有害なガス・蒸 気・廃水から常日頃迷惑を受けている住民の証言 (異議申し立て) を高く評価した。その点は、被害 発生を抑制するための厳格な条件の設定から看取できる。当然、企業家は、委員会報告書を拠り所に して、工場の排出ガス・蒸気・廃水と住民被害の因果関係の否定を要求して、商務省を舞台にした抗 告審に訴えたが、決定は覆ることはなかった。科学技術の進歩に絶大な信頼を置くバイヤー博士とも ども企業家は、工場拡張計画の実現時に大きな迷惑削減効果が達成できると主張したが、受け入れら

れなかった。住民の証言は、科学的鑑定書以上に高く評価されたのである。

第3に、後半の闘争に入っても、住民保護の基調は変わらなかった。国王政府による厳格な条件付 きの認可に不満を抱いた企業家は、73年5月に新規の認可申請を行ったが、そこで再度要求された 「公示免除」の審査手続は、退けられた。73年12月にアニリン青の製法変更を含む計画が公示される と、169名の署名ある異議申立書が提出された。それを受けて74年1月に開催された意見聴取会と3 度の証人尋問会では、反対派住民側と企業側の証人を合わせて51名が証言した。それは、健康・動植 物・財産(営業・作業への直接・間接の影響も含む)被害を様々な角度から明らかにして、認可法が 異議申し立てのための前提条件と定めた「公益」への抵触を浮き彫りにした。このような背景のもと 74年4月に国王政府庁舎で開かれた意見聴取会にあって「合議団」は、72年11月の決定とは違って、 「異議申し立ては根拠あり」と明快な判定を下した。その際、闘争への参加人数の多さや有力市民の 参加が、闘争の行方にどの程度影響したは不詳だが、ヘンネキンクのように消極的に評価することは 許されまい (Henneking, 1996, pp.403 404)。この点は、74年7月反対派住民が商務省に送った反論 書のなかに載せられた、次の一節から明瞭に読み取れる。「大規模工場の所有者や市議会議員」 ([73], p.212r) など政治経済的なリーダーである市民多数が参加している事実を誇示している。いず れにせよ、証人の証言は、十分に尊重されたのである。それと並んで、専門家の鑑定結果も、証人の 証言を大きく後押しした。新規の認可申請後、ガス・蒸気排出削減にとって製法変更のもつ効果に関 する実験に立ち会った、エルバーフェルト実業学校長アルトーペ博士は、当初企業寄りの鑑定結果を 出したが、計画公示のための書類審査の過程で「贔屓に陥っていた」と述べて自己批判し、74年4月 には合議団の一員として科学者の良心に基づき、生産される製品全体を視野に収めつつ優れた鑑定を 行った。科学技術的進歩の絶大な信奉者として合議団にも参加し、前半の闘争では「公式」の委員会 報告書の作成にも当たった医療評議員のバイヤー博士も、口を挟む余地はなかった。

第4に、本論では正面から扱えなかったが、闘争を勝利に導いた要因の一つが、反対派住民と連携 しながら市当局が行った工場拡張計画反対キャンペーンだったことは、間違いない。これに関連して、 ヒュッテンベルガーの挙げた5特徴の適否について検討してみよう。

まず、市議会は、1862年の工場建設に関する認可申請時から、1839年「バルメン街路条例」第39条に基づいて反対していた(田北,2009,pp.35 39)。火災・悪臭・騒音など危険・迷惑の恐れのある業種については、建物の密集した街区や街路沿いの立地の制限が定められていたからである。それに追い打ちをかけたのが、既存工場の立ち入り検査によって暴かれた砒素含有廃水の杜撰な管理であった。したがって、ヒュッテンベルガーの主張とは違って、企業家が最適の立地選択を行ったにもかかわらず、化学工業に抱く不安・不信の念から住民の抵抗が発生したわけではない。街路条例に表現される都市社会のルールが、闘争の明確な拠り所となっていたのである。それを遵守せず認可条件違反を繰り返すイエガーに対して、反対派住民と市当局の連携が形成されたのも、けだし当然なのである。19世紀初頭のバンベルク闘争にあって機能していた住民の生活・財産権全般を含意した隣人権は、形こそ違え、都市社会のルールとして生きていたのである(田北,2003a,pp.262 264)。

次いで、この闘争において国王政府は、産業振興の旗振り人としての役割を担ったわけではない。

前半の闘争にあって、72年11月の国王政府の決定は、「公式」の委員会報告書に沿った外観をとりながらも、住民の異議申し立てを十分に考慮して、企業家が抗告審に踏み切らざるをえないほど厳しい条件を設定した。後半の闘争にあって国王政府は、50名を超える証人の証言やアルトーペ博士の鑑定結果に基づいて、反対派の異議申し立てを「根拠あり」と判断して、認可申請された計画を門前払いした。前・後半とも、企業家は商務省宛に抗告したが、国王政府の決定が覆ることはなかった。国王政府は、「認可法」の意図する住民保護の精神を十分尊重しつつ対応したのである。

さらに、前・後期の闘争を特色づける鑑定書合戦や証人尋問会は、ヒュッテンベルガーの理解とは違って、決して産業と農・漁業との利害対立の形態をとったわけではない。反対派住民や証人の職業編成からも明らかなように、1870年頃「西部ドイツ最大の産業都市」と形容される双子都市ヴッパータールで発生した闘争は、その社会経済構造を正確に反映するかのように、「企業家対企業家」の対立を示していたのである。アルノルトが指摘するように、19世紀初頭からヴッパー河の利用をめぐって漂白業者と染色業者の間で発生していた激しい抗争は、タール染料工業の登場によって大気汚染をも加えつつ、新たな次元にまで達したのである (Arnold, 1990, pp.147 153)。

最後に、この時期の環境闘争の推進動機を経済的利害の確保と見なし、自然保全そのものではなかったと考えるヒュッテンベルガーの所説は、一瞥する限りでは、正しい。1802 03年都市バンベルクにおいて石炭を燃料とするガラス工場計画を契機として発生した環境闘争は、その立地が保養地を兼ねる郊外市ヴァイデンだった事情もあって、景観美の保全も健康・植生・財産被害と並んで住民の要求項目に挙げられていた(田北,2004, p.252)。1872 75年バルメン闘争にあって、それに相当する表現がでてくるのは、管見の限り、74年 1 月29日付けで上級市長が国王政府に送付した意見書の一節だけである。「イエガー工場は、建物が密集し、バルメンの中で最も美しい景観をもち、かつまた将来急速な発展が考えられる市区に立地する」([49], p.233r)。しかし、病気への不安自体、内なる自然(身体)と外的な自然の緊張関係の表現と捉えるラトカウの所説を念頭に置きながら、バルメンの環境闘争を振り返るとき、安易な結論は引き出せまい(Radkau,2003, p.171)。すなわち、健康被害との因果関係が最大の争点をなしており、化学工場による環境媒体(大気、水、土壌)の汚染を問題とする動きも、自然保全のなかに含めて考えることができるからである。

以上のように、1872 75年バルメン闘争は、政策主体アプローチの有効性を幾重にも照射して見せた。企業家は、ヴェーヴァーやオスターロートに代表されるように、市場のエージェントとして経済利害を追究するだけでなく、都市社会のルールとの調和を図っており、それを無視して有害物質の垂れ流しつづけるイエガーを鋭く糾弾していた。都市ハノーヴァーと都市ブラウンシュヴァイクにおける煤煙削減政策の比較検討を行った、F.ウェケッターの指摘を待つまでもなく、企業家が全て、環境政策に批判的だったわけでないのである(Uekötter, 2000)。また、政府も、産業振興を金科玉条に据えて、常に企業家を後押ししたわけではない。1845年制定の「一般営業条例」がプロイセン全土を対象としていたとしても、地方自治体は独自の法制的基盤に立脚しつつ、大きな影響力を行使できた。そのことは、以下の2つの事実から容易に読み取れる。前半の闘争において合議団のメンバーの一員に上級市長も名を連ねていたこと、あるいは後半に市当局が反対派住民と連携しつつ積極的に反対キャ

ンペーンを推進したこと。化学工場から排出される有害ガス・蒸気・廃水は、住民の生活・財産権全体を侵害するだけに、自治体の抵抗は執拗だった。経済還元主義に代表されるような「大理論」から出発して、安易な結論を導き出すのではなく、そのときどきの法慣習・制度などゲームのルールと社会経済的影響力の変化を念頭に置きながら、環境闘争における住民、政府(中央・自治体)、企業家の力関係の変化を時代を追って追跡することが、不可欠な所以である。

文献一覧

< 未刊行史料 >

ノルトライン・ヴェストファーレン州立文書館 (デュッセルドルフ) 所蔵の史料。文書番号 Regierung Düsseldorf (RD), 24645.

<刊行史料>

Bundes-Gesetzblatt des Norddeutschen Bundes. (BGと略す)

Gesetz-Sammlung für Königlichen Preussischen Staaten. (GS と略す)

Ministerial-Blatt für die gesammte innere Verwaltung in den Königlichen Preussischen Staaten. (Mbl と略す)

<研究文献・論文>

Andersen, A., 1993, Umweltgeschichte-- Abschied vom Fortschritt. in: Museum der Arbeit (Hamburg) (ed.), Europa im Zeitalter des Industrialismus. Zur "Geschichte von unten" im europäischen Vergleich. Hamburg, pp.75 86.

Andersen, A., 1996, Historische Technikfolgenabschätzung am Beispiel des Metallhüttenwesens und der Chemieindustrie 1850 1933. Stuttgart.

Arnold,T., 1990, "Ein leichter Geruch nach Fäulnis und Säure...". Wasserverschmutzung durch Färberei und frühe Farbenindustrie am Beispiel der Wupper. in: Andersen,A./Spelsberg, G. (ed.), Das Balue Wunder. Zur Geschichte der synthetischen Farben. Köln, pp.145 161.

Beyer, E., 1876, Die Fabrik-Industrie des Regierungsbezirkes Düsseldorf vom Standpunkt der Gesundheitspflege. Mit Genehmigung der Königlichen Regierung zu Düsseldorf für die internationale Ausstellung für Gesundheitspflege und Rettungswesen in Brüssel dargestellt. Oberhausen a.d.R..

Brüggemeier, F. J., 1992," Wo der Märker Eisen reckt und streckt". Umweltprobleme durch die Hörder Eisen- und Stahlindustrie im 19. und frühen 20. Jahrhundert. in:Dascher, O. /Kleinschmidt, C. (ed.), *Die Eisen-und Stahlindustrie im Dortmunder Raum*. Dortmund, pp.117 134.

Brüggemeier, F. J., 1996, Das unendliche Meer der Lüfte. Luftverschmutzung, Industrialisierung und Risikodebatten im 19. Jahrhundert. Essen.

Brüggemeier, F. J. /Rommelspacher, T., 1992, Blauer Himmel über der Ruhr. Geschichte der Umwelt im Ruhrgebiet 1840 1990. Essen.

経済学研究 第77巻 第1号

- Carl, R. W., 1926, Carl Jäger GmbH. Anilinfarbenfabrik 1823 1923. Düsseldorf.
- Die Industrie- und Handelskammer Wuppertal (ed.), 1956, Industrie- und Handelskammer Wuppertal 1831 1956. (Festschrift zum 125 jährigen Jubiläum am 17. Januar). Wuppertal.
- Freytag, N., 2006, Deutsche Umweltgeschichte-- Umweltgeschichte in Deutschland. Erträge und Perspektiven. in: *Historische Zeitschrift*, 283 2, pp.383 407.
- Henneking, R., 1994, Chemische Industrie und Umwelt. Konflikte um Umweltbelastungen durch die chemische Industrie am Beispiel der schwerchemischen, Farben- und Düngermittelindustrie der Rheinprovinze (ca. 1800 1914). Stuttgart.
- Hoth, W., 1975, Die Industrialisierung einer Rheinischen Gewerbestadt-- dargestellt am Beispiel Wuppertal. Köln.
- Hüttenberger, P., 1992, Umweltschutz vor dem Ersten Weltkrieg. Ein sozialer und bürokratischer Konflikt. in: Hoebink, H. (ed.), *Staat und Wirtschaft an Rhein und Ruhr 1816 1991*. Essen, pp.268 284.
- Krötz, W., 1982, Die Industriestadt Wuppertal. Geschichtlicher Atlas der Rheinlande. Beihefte IV/1., Köln.
- Mieck,I., 1967, "Aerem corrumpere non licet". Luftverunreinigung und Immsissionsschutz in Preussen bis zur Gewerbeordnung 1869. in: *Technikgeschichte*, 34, pp.36 78.
- Pohl, H. /Schaumann, R. /Schönert-Rohlk, F., 1983, Die chemische Industrie in den Rheinlanden während der industriellen Revolution. Bd. 1 (Die Farbenindustrie), Wiesbaden.
- Radkau, J., 2003, Nachdenken über Umweltgeschichte. Scheuklappen und Sackgasse der historischen Umweltforschung in:Siemann, W. /Freytag, N. (ed.), *Umweltgeschichte*. München, pp.165–186.
- Schäfer, I., 1983, "Gewerbehierarchie"--Instrument der Brennstoffpolitik im 18.Jahrhundert. Sozial- und technikgeschichtliche Aspekte zur Holzverknappung in den Fürstentümern Lippe-Detmond und Nassau-Dillenburg. in: *Scripta Mercaturae*, 17 2, pp.63 90.
- Scheinert, W., 1988, Joseph Wilhelm Weiler, Julius Weiler und das Anilin; Zur Entwicklungsgeschichte der deutschen Teerfarbenindustrie und der chemischen Technik vor dem Ersten Weltkrieg. in: Zeitschrift für Unternehmensgeschichte, 33, pp.217 231.
- Schott, D., 1997, Energie und Stadt in Europa. in: Schott, D.(ed.), *Energie und Stadt in Europa*. Stuttgart, pp.7 42.
- Siemann, W. /Freytag, N., 2003, Umweltgeschichte -- eine geschichtswissenschaftliche Grundkategorie. in: Siemann., W.(ed.), *Umweltgeschichte. Themen und Perspektiven*. München, pp.7 20.
- Uekötter, F., 2000, Konsens ohne Strategie. Der Kampf gegen die großstädtische Kohlenrauchplage in Braunschweig und Hannover. in:Hauptmeyer, C. H.(ed.), *Mensch-Natur-Technik. Aspekte der Umweltgeschichte in Niedersachsen und angrenzenden Gebieten.* Bielefeld, pp.111 135.
- Uekötter, F., 2003, Von der Rauchplage zur ökologischen Revolution. Eine Geschichte der Luftverschmutzung in Deutschland und den USA 1880 1970. Essen.

- 加来祥男、1986、『ドイツ化学工業史序説』ミネルヴァ書房。
- 田北廣道, 2000,「ドイツ学界における環境史研究の現状:エネルギー問題への接近方法を求めて」 『経済学研究 (九州大学経済学会)』67 3, pp.61 85。
- 田北廣道, 2003, 「18 19世紀ドイツにおけるエネルギー転換: 『木材不足』論争をめぐって」『社会経済史学』68 6, pp.41 54。
- 田北廣道, 2003a, 「『ドイツ最古・最大』の環境闘争: 1802/03年バンベルク・ガラス工場闘争に関する史料論的概観」『経済学研究』69 3・4, pp.235 269。
- 田北廣道, 2004, 『日欧エネルギー・環境政策の現状と展望:環境史との対話。九州大学出版会。
- 田北廣道, 2004a, 「19 20世紀ドイツにおける環境行政の諸局面:環境史の挑戦」『経済学研究』70 4・5, pp.311 339。
- 田北廣道, 2004b,「19世紀ドイツ環境史: 『エコ革命』?」『九州歴史科学』32, pp.68 70。
- 田北廣道, 2004c,「ドイツ中世都市『最古の悪臭防止文書』: 15世紀後半のケルン経済社会」 藤井美男・田北廣道編著『ヨーロッパ中世世界の動態像:史料と理論の対話』九州大学出版会, pp. 543 568。
- 田北廣道, 2006,「19世紀後半プロイセンにおける工業化と環境立法の整備:住民運動活性化の引き 金」『経済学研究』72 5・6, pp.19 63。
- 田北廣道, 2008, 「ルール地方の化学工業と環境運動: 1875 77年イエガー染料会社を例として」『経済学研究』74 5, pp.47 91。
- 田北廣道, 2009,「ドイツ化学工業勃興期の環境闘争: 1864 1872年イエガー染料会社の場合」『経済学研究』75 4, pp.27 73。
- 田北廣道, 2010,「19世紀ドイツの工業化と環境闘争:政策主体アプローチの可能性」『歴史科学』 201, pp.1 14。

[九州大学大学院経済学研究院 教授]